



令和 2 年度
(2020)

大 学 院 入 学 試 験 要 項

法 学 研 究 科

《一 般 入 学 試 験》
《社 会 人 入 学 試 験》
《外 国 人 留 学 生 入 学 試 験》
《資 格 特 別 配 慮 入 学 試 験》

福 岡 大 学

法 学 研 究 科

人材養成目的、その他教育研究上の目的

法学研究科は、法学や政治学に関する講義、演習及び論文の作成により、法律や政治についての広範な具体的問題についての分析と解決方法を提示できる人材養成を教育理念とし、研究者養成及び専門職業人の養成、再教育を目的とする。博士課程前期は、学部における一般的教養及び専門的知識の上に、広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は専門的職業に必要な能力を養うことを目的とする。博士課程後期は、専攻分野における独創的な研究能力又は先端的な専門能力を養うこととする。

公法専攻博士課程前期においては、国の基礎法である憲法、国の活動準則に関する法である行政法、租税に関する法である税法、国家間のルールを定める国際法などのカリキュラムを中心に講義と演習を履修して公務員や専門職等に就くための問題解決の基礎能力を養うこと、及び特定のテーマを選択して修士論文を作成することを目的とする。博士課程後期においては、特別研究のカリキュラムを履修し、研究者の養成のため及び実務経験者等の研究のため、博士論文の作成を指導することを目的とする。

民刑事法専攻博士課程前期においては、個人の財産関係と家族関係を規律する民法、商取引に関する商法等の民事法、労働問題に関する労働法、刑罰による国家・社会の秩序維持の役割を有する刑事法などのカリキュラムを中心に講義と演習を履修して、捜査や矯正関係の公務員等や司法書士等の専門職に就くための問題解決の基礎能力を養うこと、及び特定のテーマを選択して修士論文を作成することを目的とする。博士課程後期においては、特別研究のカリキュラムを履修し、研究者の養成のため及び実務経験者等の研究のため、博士論文の作成を指導することを目的とする。

アドミッション・ポリシー

○公法専攻

公法専攻にあっては、以下のいずれかに該当する入学者を受け入れる。

【博士課程前期】

1. 法律学または政治学の基礎学力を持ち、公法専攻の専修科目における個別テーマについて修士論文を完成し、将来、博士課程後期への進学を志す者。
2. 法実務や政策実務に深い関心を抱き、公法専攻の専修科目における個別テーマについて研究し、将来、公務員試験や各種資格試験等の受験を志す者。
3. 社会人として、公法専攻の専修科目に深い関心を抱き、「学びなおし」としての法学研究科での修士論文の完成を志す者。
4. 外国人留学生として、母国の法や政治に深い関心を抱き、国際比較の観点から、わが国の法や政治の研究を志す者。

【博士課程後期】

1. 公法専攻の専修科目について、高度の基礎学力を持ち、必要な外国語を修得し、自力で研究を推進し、博士論文を完成する能力を有する者。
2. 社会人として、公法専攻の専修科目について、実務に対する深い造詣と高度の基礎学力を持ち、自力で研究し、博士論文を完成する能力を有する者。
3. 外国人留学生として、公法専攻の専修科目における個別テーマについて、母国とわが国との国際比較の観点から、自力で研究し、博士論文を完成する能力を有する者。

○民刑事法専攻

民刑事法専攻にあっては、以下のいずれかに該当する入学者を受け入れる。

【博士課程前期】

1. 法律学の基礎学力を有し、民刑事法専攻の専修科目における個別テーマについて修士論文を完成し、将来、博士課程後期に進学を志す者。
2. 民刑事法等の実務に深い関心を抱き、民刑事法専攻の専修科目における個別テーマについて修士論文を完成し、将来、公務員試験や各種資格試験等の受験を志す者。
3. 社会人として、民刑事法専攻の専修科目における個別テーマについて深い関心を抱き、「学びなおし」として、法学研究科での修士論文完成を志す者。
4. 外国人留学生として、民刑事法専攻の専修科目における個別テーマについて、母国との国際比較の観点から、修士論文の完成を志す者。

【博士課程後期】

1. 民刑事法専攻の専修科目について、高度の基礎学力を持ち、必要な外国語を修得し、自力で研究を推進し、博士論文を完成する能力を有する者。
2. 社会人として、民刑事法の専修科目について、実務に対する深い関心と高度の基礎学力を持ち、自力で研究を推進し、博士論文を完成する能力を有する者。
3. 外国人留学生として、民刑事法専攻の専修科目について、母国とわが国との国際比較の観点から、自力で研究し、博士論文を完成する能力を有する者。

教 育 目 標

■法学研究科

法学研究科は、福岡大学の建学の精神「思想堅実」「穩健中正」「質実剛健」「積極進取」を基本理念として、法律学及び政治学の専門的知識と応用力を備え、わが国および国際社会で活躍できる人材を養成することを教育目標とする。

○公法専攻

【博士課程前期】

憲法・行政法・税法・国際法・経済法・法社会学・法制史・政治学等に関する専門的知識と応用力を備え、将来、研究者・公務員・実務家等として活躍できる人材を育成する。

【博士課程後期】

憲法・行政法・国際法・法社会学・法制史・政治学等に関する高度の専門的知識と幅広い応用力を備え、大学の内外で、学術発展に貢献できる人材を育成する。

○民刑事法専攻

【博士課程前期】

民法・商法・民事訴訟法・刑事法・労働法・社会保障法・国際私法・知的財産法・アジア法等に関する専門的知識と応用力を備え、将来、研究者・公務員・実務家等として活躍できる人材を育成する。

【博士課程後期】

民法・商法・民事訴訟法・刑事法・国際私法等に関する高度の専門的知識と幅広い応用力を備え、大学の内外で、学術発展に貢献できる人材を育成する。

目 次

博士課程前期

《一般入学試験・社会人入学試験》

1	募集人員	3
2	出願資格	3
3	入学試験日・願書受付期間	4
4	願書受付時間・場所	4
5	出願手続	4
	(1) 提出書類	4
	(2) 入学検定料の納入方法	5
	(3) 出願資格審査について	5
	(4) 出願上の注意	6
6	受験票	6
7	試験場・試験会場	6
8	試験科目・試験時間	7
9	合格発表	8
10	入学手続	8
	(1) 入学に要する経費等	8
	(2) 入学辞退について	8
11	その他	9
	◇ 既修得単位認定制度	9
	◇ 奨学金制度	9

博士課程後期

《一般入学試験・社会人入学試験》

1	募集人員	13
2	出願資格	13
3	入学試験日・願書受付期間	13
4	願書受付時間・場所	14
5	出願手続	14
	(1) 提出書類	14
	(2) 入学検定料の納入方法	15
	(3) 出願資格審査について	15
	(4) 出願上の注意	16
6	受験票	16
7	試験場・試験会場	16
8	試験科目・試験時間	16
9	合格発表	17
10	入学手続	17
	(1) 入学に要する経費等	18
	(2) 入学辞退について	18
11	その他	18
	◇ 既修得単位認定制度	18
	◇ 奨学金制度	18

外国人留学生入学試験
《博士課程前期・博士課程後期》

1	募集人員	21
2	出願資格	21
3	入学試験日及び願書（第1次選考書類）受付期間	22
4	願書受付時間・場所	22
5	出願手続	22
	(1) 提出書類	22
	(2) 第1次選考（書類審査）と第2次選考検定料（入学検定料）	28
	(3) 出願上の注意	28
6	受験票及び受験許可書	28
7	試験場・試験会場	28
8	試験科目・試験時間	29
9	合格発表	29
10	入学手続	29
11	外国人留学生 卒業／修了（見込）証明書、成績証明書、学位取得証明書について	30

資格特別配慮入学試験
《博士課程前期・博士課程後期》

1	募集人員	33
2	出願資格	33
3	入学試験日・願書受付期間	33
4	願書受付時間・場所	33
5	出願手続	33
	(1) 提出書類	33
	(2) 入学検定料の納入方法	35
	(3) 出願上の注意	35
6	受験票	35
7	試験場・試験会場	35
8	試験科目・試験時間	36
	(1) 試験科目	36
	(2) 面接日時	36
9	合格発表	36
10	入学手続	36
11	その他	36
	◇ 既修得単位認定制度	36
	◇ 奨学金制度	36

募集専修科目と担当者、授業科目と授業内容及び履修方法

◇ 博士課程前期	
公法専攻	38
民刑事法専攻	43

募集専修科目と担当者、研究指導科目と研究内容及び履修方法

◇ 博士課程後期	
公法専攻	50
民刑事法専攻	52

(巻 末)

◇ 個人情報の取扱いについて	
◇ 福岡大学大学院長期履修制度について	

博士課程前期

《一般入学試験・社会人入学試験》

法学研究科では、社会人対応の夜間の講義を開講しています。

大学院オープンキャンパス

令和元年8月3日（土）

詳細が決まりましたら、福岡大学公式ホームページ内の「大学院個別サイト」(<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/>)へ掲載します。

博士課程前期 《一般入学試験・社会人入学試験》

1 募集人員

研究科名	専攻名	課程名	標準修業年限	入学定員
法学研究科	公法専攻	博士課程前期	2年	6名
	民刑事法専攻	博士課程前期	2年	6名

入学定員には、専攻で実施するすべての入学試験の人員を含みます。

2 出願資格

《一般入学試験》	《社会人入学試験》
<p>次の各号のいずれかの条件に該当する者</p> <p>① 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者及び令和2年3月までに卒業見込みの者</p> <p>② 学校教育法第89条の規定(早期卒業)により、卒業見込みの者(本学法学部の学生に限る)</p> <p>③ 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者(大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者)及び令和2年3月までに学士の学位を授与される見込みの者</p> <p>④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者</p> <p>⑤ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者</p> <p>⑥ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者</p> <p>⑦ 外国の大学その他の外国の学校^{*1)}において、修業年限が3年以上である課程を修了すること^{*2)}により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和2年3月までに授与される見込みの者</p> <p>* 1) その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。</p> <p>* 2) 当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。</p> <p>⑧ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者</p> <p>⑨ 文部科学大臣の指定した者</p> <p>⑩ 学校教育法第102条第2項の規定(飛び級入学)により大学院に入学した者であって、本学の大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの^(※注)</p> <p>⑪ 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの及び令和2年3月までに達するもの^(※注)</p>	<p>次のいずれかの条件に該当する者で、最終学校を卒業・修了・退学した後、入学時に社会人経験1年以上の者 なお、社会人経験について事前の個別審査を要する。</p> <p>① 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者(但し、平成31年3月以前に卒業した者)</p> <p>② 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者(大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者)及び令和2年3月までに学士の学位を授与される見込みの者</p> <p>③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者(但し、平成31年3月以前に修了した者)</p> <p>④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者(但し、平成31年3月以前に修了した者)</p> <p>⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者(但し、平成31年3月以前に修了した者)</p> <p>⑥ 外国の大学その他の外国の学校^{*1)}において、修業年限が3年以上である課程を修了すること^{*2)}により、学士の学位に相当する学位を授与された者(但し、平成31年3月以前に授与された者)</p> <p>* 1) その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。</p> <p>* 2) 当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。</p> <p>⑦ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者(但し、平成31年3月以前に修了した者)</p> <p>⑧ 文部科学大臣の指定した者</p> <p>⑨ 学校教育法第102条第2項の規定(飛び級入学)により大学院に入学した者であって、本学の大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの^(※注)</p> <p>⑩ 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で25歳に達したもの及び令和2年3月までに達するもの^(※注)</p>

※注) 出願資格《一般入学試験》⑩⑪、《社会人入学試験》⑨⑩に該当し出願を希望する者は、資格審査を行います。審査書類受付期間及び提出書類については、5頁「5-(3) 出願資格審査について」をご参照ください。

3 入学試験日・願書受付期間

秋季（1回）と春季（1回）の2回実施します。

募集区分	入学試験日	願書受付期間*
秋季入学試験	令和元年9月3日（火）	令和元年8月20日（火）～8月22日（木）
春季入学試験	令和2年2月18日（火）	令和2年1月20日（月）～1月23日（木）

*出願資格《一般入学試験》⑩⑪《社会人入学試験》⑨⑩に該当する者は、資格審査に要する書類提出期間が異なります。5頁「5-(3) 出願資格審査について」をご参照ください。

4 願書受付時間・場所

◇ 受付時間

午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

◇ 受付場所・問合せ先

福岡市城南区七隈八丁目19番1号（〒814-0180）

福岡大学大学院事務課（福岡大学 中央図書館6階）

TEL 代表(092) 871-6631 内線 2913～2915

※ 郵送の場合は、書留郵便とし受付最終日までに必着とします。

封筒の表には、「法学研究科出願書類在中」と朱書きしてください。

5 出願手続

(1) 提出書類

出願資格《一般入学試験》⑩⑪、《社会人入学試験》⑨⑩に該当する者は、提出書類が異なります。5頁「(3) 出願資格審査について」をご参照ください。

《一般入学試験》	《社会人入学試験》
<p>① 志願票（本学所定用紙） ② 副票・受験票（本学所定用紙） ③ 最終出身大学等の成績証明書 ④ 最終出身大学等の卒業または卒業見込証明書 ⑤ 学士の学位証明書又は学位取得見込証明書 ※大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者（見込）のみ。（出願資格③により出願する者のみ） ⑥ 入学検定料領収書（大学提出） ⑦ 住所シート（本学所定用紙）</p>	<p>①～② 左記に同じ ①の志願票裏面に職歴がある者は、詳しく記入してください。 ③ 左記に同じ ④ 最終出身大学等の卒業証明書 ⑤ 学士の学位証明書 ※大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者のみ。（出願資格②により出願する者のみ） ⑥～⑦ 左記に同じ ⑧ 専門性に係る資格等取得者は、その証明書の写し ⑨ 「志望の動機及び目的」200字程度（本学所定用紙）</p>

注1) 出願資格《一般入学試験》④⑤⑦⑨、《社会人入学試験》③④⑥⑧に該当する者で、上記書類のうち提出不可能なものがある場合は、事前に大学院事務課へ相談してください。

注2) 出願資格によっては、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

注) ・改姓がある場合は、戸籍抄本をつける。

・証明書は1年以内に発行されたもの。

(2) 入学検定料の納入方法

入学検定料	32,000円
-------	---------

入学検定料は、最寄の金融機関（郵便局・ゆうちょ銀行を除く）から本学所定の「振込用紙」に記載された指定金融機関宛に振込んでください。

なお、振込みの際に受取った「入学検定料領収書（大学提出）」を、指定の入学検定料領収書貼付台紙に貼って他の出願書類とともに提出してください。

(注) 自動振込機（ATM）から振込みを行う場合は、氏名の前に「振込用紙」の「整理番号」を必ずご入力ください。振込みを証明できるもの（利用明細票の写し）を指定の入学検定料領収書貼付台紙に貼って提出してください。

(注) インターネットバンキングによる振込みは受付できません。

(3) 出願資格審査について

出願資格《一般入学試験》⑩⑪、《社会人入学試験》⑨⑩に該当し出願を希望する者は、資格審査を行いますので、以下の要領により所定の日時までに審査に要する書類を提出してください。

なお、審査の結果は、審査終了後、本人宛に通知します。

審査の結果、受験資格があると認められた者は、上記「(2) 入学検定料の納入方法」に基づき、入学検定料を指定された日時までに納入し、その「入学検定料領収書（大学提出）」を、指定の入学検定料領収書貼付台紙に貼って大学院事務課へ提出してください。

◇ 提出期間等

秋季志願者：令和元年 7月 16 日（火）～ 7月 18 日（木）

春季志願者：令和元年 12月 2 日（月）～ 12月 4 日（水）

◇ 受付時間

午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

◇ 受付場所・問合せ先

福岡市城南区七隈八丁目19番1号（〒814-0180）

福岡大学大学院事務課（福岡大学 中央図書館6階）

TEL 代表 (092) 871-6631 内線2913～2915

※ 郵送の場合は、書留郵便とし受付最終日までに必着とします。

封筒の表には、「法学研究科出願書類在中」と朱書きしてください。

◇ 提出書類

出願資格《一般入学試験》⑩、《社会人入学試験》⑨による志願者	
◇出願資格《一般入学試験》⑩、《社会人入学試験》⑨の条件 日本の大学から日本の大学院へ飛び級入学した者	
《一般入学試験》	《社会人入学試験》
① 志願票（本学所定用紙） ② 副票・受験票（本学所定用紙） ③ 出身大学の成績証明書 ④ 在籍期間及び退学年月日が記載された出身大学の証明書 ⑤ 入学年月日が記載された出身大学院の証明書 ⑥ 住所シート（本学所定用紙）	① 志願票（本学所定用紙） ①の志願票裏面に職歴がある者は、詳しく記入してください。 ② 副票・受験票（本学所定用紙） ③～⑤ 左記に同じ ⑥ 住所シート（本学所定用紙） ⑦ 専門性に係る資格等取得者は、その証明書の写し ⑧ 「志望の動機及び目的」200字程度（本学所定用紙）

注) ・改姓がある場合は、戸籍抄本をつける。

・証明書は1年以内に発行されたもの。

出願資格《一般入学試験》⑪、《社会人入学試験》⑩による志願者	
◇出願資格《一般入学試験》⑪、《社会人入学試験》⑩の条件 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生、その他の教育施設の修了者であること	
《一般入学試験》	《社会人入学試験》
<p>① 志願票（本学所定用紙） ※「志願票」裏面の履歴書について ・職歴がある者は詳しく記入してください。 ・業績がある者は記入してください。（「業績」とは、著書・研究論文・学会発表・特許、専門性に係る資格、実務経験等です。）資格保有者は、その証明書の写しを提出。</p> <p>② 副票・受験票（本学所定用紙） ③ 最終卒業又は修了学校的成績証明書 ④ 最終卒業又は修了学校的卒業証明書 ⑤ 資格等取得者はその証明書の写し ⑥ 住所シート（本学所定用紙）</p>	<p>①～⑥ 左記に同じ ⑦ 「志望の動機及び目的」200字程度（本学所定用紙）</p>

注) ・改姓がある場合は、戸籍抄本をつける。
 ・証明書は1年以内に発行されたもの。

(4) 出願上の注意

- ① 該当する出願資格に記載された条件の内容を必ず確認してください。
- ② 出願書類に不備がある場合は受理しないことがあります。
- ③ 志願票及び副票・受験票の記入について、以下の事項に注意してください。
 - *「志望専修科目」の欄には、専修科目（38～45頁を参照）の中から1科目を選定し、その専修科目名と担当者1人の氏名を記入してください。
 - *一般入学試験志願者が「1限目受験科目」欄に記入する受験科目は、出身学部または大学院修了後の希望進路（研究者志望）により異なります。「8 試験科目・試験時間」を参照し、1つの区分を選定したうえで選択した受験科目1科目を記入してください。
 - *受験科目等の記入漏れがないように注意してください。
- ④ 秋季入学試験で入学定員に達した専修科目は、春季入学試験を実施しない場合があるので、春季入学試験の志願者は事前に大学院事務課へ確認してください。
- ⑤ 一度払い込まれた入学検定料及び提出した書類（論文含む）の返還請求には応じません。
- ⑥ 健康の状況について
 疾病・障がい等により、受験時および修学上配慮を必要とされる方は、出願前のできるだけ早い時期に大学院事務課へ相談ください。（症状についての具体的な内容が記載された診断書を添えてください。障害者手帳をお持ちの方は、そのコピーも添えてください。）

6 受 験 票

- *出願手続き完了者には、「受験票」を送付します。
- *試験日の5日前までに到着しない場合は大学院事務課へ連絡してください。
- *「受験票」は入学手続き完了まで保管してください。

7 試験場・試験会場

- 福岡市城南区七隈八丁目19番1号 福岡大学
- * 試験会場については、試験日当日の午前8時30分に中央図書館西側1階入口（大学院エントランス）に掲示します。
 - * 受験者は、全員午前9時までに試験会場に集合してください。

8 試験科目・試験時間

◇公法専攻・民刑事法専攻 共通

(1) 一般入学試験

試験時間	試験科目		
9:00 ↓	受験上の注意		
9:15 ↓ 10:45	法学部・法学系列の学部・学科出身者 ^(注) 志望専修科目以外の専門科目 ^(注) または 外 国 語 (英語・ドイツ語・フランス語から1科目選択)	法学部・法学系列以外の学部・学科出身者 法 学 または 外 国 語 (英語・ドイツ語・フランス語から1科目選択)	研究職志望者 (※出身学部は問わない) 外 国 語 (英語・ドイツ語・フランス語から1科目選択)
11:05 ↓ 12:35	志望専修科目に関する専門科目(※38~45頁を参照)		
14:15 ↓	面 接		

※ 外国語の受験には辞書の持込みを許可します。ただし、電子辞書は除きます。

※ 専門科目の受験には六法(書き込み禁止)の持込みを許可します。ただし、判例付き及び電子六法等は除きます。

(注) 法学部または法学系列の学部・学科出身者で「志望専修科目以外の専門科目」を選択された方へ

公法専攻の志願者は「別表1」から、民刑事法専攻の志願者は「別表2」から1科目を選択してください。

別表1	憲法、行政法、税法、民法、商法、刑事法、労働法、国際法、経済法、法社会学、法制史、政治学
別表2	憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑事法、労働法、経済法、社会保障法、国際法、国際私法、知的財産法、アジア企業法

(2) 社会人入学試験

試験時間	試験科目
9:00~	受験上の注意
9:15~10:45	小論文
11:05~12:35	志望専修科目に関する専門科目 (※38~45頁を参照)
14:15~	面接

※ 専門科目の受験には六法(書き込み禁止)の持込みを許可します。

ただし、判例付き及び電子六法等は除きます。

11 そ の 他

◇ 既修得単位認定制度

本学大学院に入学する前に本学大学院及び他の大学院（外国を含む。）において履修した授業科目について修得した単位は、当該研究科通常委員会の議を経て、10 単位を限度として課程修了の要件となる単位として認めることができます。希望者は、申請条件や申請時期等について、出願前に法学研究科へご確認ください。

◇ 奨学金制度

- ・福岡大学奨学金及び日本学生支援機構奨学金と地方公共団体、民間団体が実施している奨学制度があり、広く活用しています。

これらの奨学金には、返還義務のある「貸与型奨学金」や返還義務のない「給付型奨学金」があります。条件もそれぞれ異なっていますので、事前の確認を忘れないようにしてください。

- ・募集・案内等は、大学院事務課前・中央・各学部事務室の掲示板およびF U ポータルで行います。担当窓口は、大学院事務課の奨学金窓口です。

【貸与型奨学金例（返還義務のあるもの）】

種類		詳細																		
福岡大学の奨学金	福岡大学奨学金 ・無利子	<p>修学の意思及び能力を有しながら、経済的理由で学生生活に支障をきたすおそれのある学生を支援する制度です。修了後10年以内で返還しなければなりません。（年賦返還）</p> <p>単年度制のため、年度毎に出願が必要です。保証制度は、人的保証です。連帯保証人（親）と保証人（4親等以内の親族）が必要です。</p>																		
日本学生支援機構の奨学金	第一種奨学金 ・無利子 ・返還免除制度あり	<p>人物、学業ともに優れ、経済的理由によって修学困難な学生に対し、日本学生支援機構から貸与される制度です。貸与期間は標準修業年限内です。</p> <p>なお、収入基準額は、大学生は家計支持者の収入額ですが、大学院生は本人の収入額です。</p> <p>【入学時特別増額貸与】 1年次において、第一種または、第二種奨学金の貸与を受ける方で、希望者は所定の手続きにより交付初回のみ増額して貸与を申込むことができます。（10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択）</p>																		
	第二種奨学金 ・有利子	<p>《募集時期》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約採用 10月上旬 対象者 推薦入試並びに秋季入試合格者 ・在学採用 4月上旬 対象者 全在学生 <p>《採用人員（平成30年度実績）》 《貸与額（月額）》</p> <table border="0"> <tr> <td>・第一種奨学金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>修士課程・博士課程前期</td> <td>75名…(5万円・8万8千円)</td> </tr> <tr> <td>博士課程後期</td> <td>2名…(8万円・12万2千円)</td> </tr> <tr> <td>博士課程</td> <td>3名…(8万円・12万2千円)</td> </tr> <tr> <td>・第二種奨学金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>修士課程・博士課程前期</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>博士課程後期</td> <td>(5万円・8万円・10万円・</td> </tr> <tr> <td>博士課程</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13万円・15万円)</td> </tr> </table>	・第一種奨学金		修士課程・博士課程前期	75名…(5万円・8万8千円)	博士課程後期	2名…(8万円・12万2千円)	博士課程	3名…(8万円・12万2千円)	・第二種奨学金		修士課程・博士課程前期	1名	博士課程後期	(5万円・8万円・10万円・	博士課程	1名		13万円・15万円)
・第一種奨学金																				
修士課程・博士課程前期	75名…(5万円・8万8千円)																			
博士課程後期	2名…(8万円・12万2千円)																			
博士課程	3名…(8万円・12万2千円)																			
・第二種奨学金																				
修士課程・博士課程前期	1名																			
博士課程後期	(5万円・8万円・10万円・																			
博士課程	1名																			
	13万円・15万円)																			
	緊急奨学金 (第一種) / 無利子 応急奨学金 (第二種) / 有利子	家計の急変（主たる家計支持者が失職、破産、事故、病気若しくは死亡又は、火災、風水害の災害等）で奨学金を緊急・応急に必要とする場合（但し、事由発生から1年以内。）に申込むことができます。																		

上記の内容で不明な点等があれば、大学院事務課奨学金担当に相談してください。

博 士 課 程 後 期

《一般入学試験・社会人入学試験》

大学院オープンキャンパス

令和元年8月3日（土）

詳細が決まりましたら、福岡大学公式ホームページ内の「大学院個別サイト」(<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/>)へ掲載します。

4 願書受付時間・場所

◇ 受付時間

午前 10 時～午後 4 時 (正午～午後 1 時を除く)

◇ 受付場所・問合せ先

福岡市城南区七隈八丁目 19 番 1 号 (〒 814-0180)

福岡大学大学院事務課 (福岡大学 中央図書館 6 階)

TEL 代表 (092) 871-6631 内線 2913～2915

※ 郵送の場合は、書留郵便とし受付最終日までに必着とします。

封筒の表には、「法学研究科出願書類在中」と朱書きしてください。

5 出願手続

(1) 提出書類

出願資格⑧に該当する者は、提出書類が異なります。 15 頁「(3) 出願資格審査について」をご参照ください。

出願資格①～⑦による志願者	
《一般入学試験》	《社会人入学試験》
<p>① 志願票 (本学所定用紙) ② 副票・受験票 (本学所定用紙) ③ 出身大学及び出身大学院の成績証明書 ④ 出身大学院の修了又は修了見込証明書 ⑤ 大学院出身者は、修士論文 (又はこれに代わるもの) 及び論文の要旨 ⑥ 入学検定料領収書 (大学提出) ⑦ 住所シート (本学所定用紙) ⑧ 燐学生応募希望調査 (本学所定用紙)*</p> <p>*本学大学院出身者のみ提出</p>	<p>①～③は左記に同じ ①の志願票裏面に職歴がある者は、詳しく記入してください。 ④ 出身大学院の修了証明書 ⑤～⑦は左記に同じ ⑧ 専門性に係る資格等取得者は、その証明書の写し</p>

注 1) 出願資格②・③・⑤～⑦に該当する者で、上記書類のうち提出不可能なものがある場合は、事前に大学院事務課へ相談してください。

注 2) 出願資格によっては、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

出願資格⑨による志願者	
◇出願資格⑨の条件	
<p>法務博士 (専門職) の学位を有する者又は令和 2 年 3 月までに取得見込みの者</p> <p>《一般入学試験》</p> <p>① 志願票 (本学所定用紙) ② 副票・受験票 (本学所定用紙) ③ 出身大学及び出身法科大学院の成績証明書 ④ 出身法科大学院の修了又は修了見込証明書 ⑤ 専攻する科目に関する研究レポート (8000 字程度) ⑥ 研究計画書 (2000 字程度。本学所定用紙・様式 2) ⑦ 入学検定料領収書 (大学提出) ⑧ 住所シート (本学所定用紙)</p>	<p>《社会人入学試験》</p> <p>①～③は左記に同じ ①の志願票裏面に職歴がある者は、詳しく記入してください。 ④ 出身法科大学院の修了証明書 ⑤～⑦は左記に同じ ⑧ 専門性に係る資格等取得者は、その証明書の写し</p>

注) ・改姓がある場合は、戸籍抄本をつける。

・証明書は 1 年以内に発行されたもの。

(2) 入学検定料の納入方法

入学検定料	32,000円
-------	---------

入学検定料は、最寄の金融機関（郵便局・ゆうちょ銀行を除く）から本学所定の「振込用紙」に記載された指定金融機関宛に振込んでください。

なお、振込みの際に受取った「入学検定料領収書（大学提出）」を、指定の入学検定料領収書貼付台紙に貼って他の出願書類とともに提出してください。

(注) 自動振込機（ATM）から振込みを行う場合は、氏名の前に「振込用紙」の「整理番号」を必ずご入力ください。振込みを証明できるもの（利用明細票の写し）を指定の入学検定料領収書貼付台紙に貼って提出してください。

(注) インターネットバンキングによる振込みは受付できません。

(3) 出願資格審査について

出願資格⑧に該当し出願を希望する者は、資格審査を行いますので、以下の要領により所定の日時までに審査に要する書類を提出してください。

なお、審査の結果は、審査終了後、本人宛に通知します。

審査の結果、受験資格があると認められた者は、「(2) 入学検定料の納入方法」に基づき、入学検定料を指定された日時までに納入し、その「入学検定料領収書（大学提出）」を、指定の入学検定料領収書貼付台紙に貼って大学院事務課へ提出してください。

◇ 提出期間等 令和元年12月2日（月）～12月4日（水）

◇ 受付時間 午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

◇ 受付場所・問合せ先

福岡市城南区七隈八丁目19番1号（〒814-0180）

福岡大学大学院事務課（福岡大学 中央図書館6階）

TEL 代表（092）871-6631 内線2913～2915

※ 郵送の場合は、書留郵便とし受付最終日までに必着とします。

封筒の表には、「法学研究科出願書類在中」と朱書きしてください。

◇ 提出書類

出願資格⑧による志願者
◇出願資格⑧の条件
大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生、その他の教育施設を修了した者。
《一般入学試験・社会人入学試験》
<p>① 志願票（本学所定用紙） ※「志願票」裏面の履歴書について ・職歴がある者は詳しく記入してください。 ・業績がある者は記入してください。（「業績」とは、著書・研究論文・学会発表・特許、専門性に係る資格、実務経験等です。）</p> <p>② 副票・受験票（本学所定用紙）</p> <p>③ 最終卒業又は修了学校の成績証明書</p> <p>④ 最終卒業又は修了学校の卒業証明書</p> <p>⑤ 修士論文相当の研究論文又は研究計画書（2000字程度。本学所定用紙・様式2）</p> <p>⑥ 資格等取得者はその証明書の写し</p> <p>⑦ 住所シート（本学所定用紙）</p>

注) ・改姓がある場合は、戸籍抄本をつける。

・証明書は1年以内に発行されたもの。

(4) 出願上の注意

- ① 該当する出願資格に記載された条件の内容を必ず確認してください。
- ② 志願書類に不備がある場合は受理しないことがあります。
- ③ 志願票及び副票・受験票の記入について、以下の事項に注意してください。
 - *「志望専修科目」の欄には、専修科目（50～53頁を参照）の中から1科目を選定し、その専修科目名と担当者1人の氏名を記入してください。
 - *一般入学試験志願者が「1限目受験科目」欄に記入する受験科目は、出願資格によって異なります。「8 試験科目・試験時間」を参照し、出願資格①～⑧の方は受験科目2科目、出願資格⑨の方は受験科目1科目を選択し記入してください。
 - *受験科目等の記入漏れがないように注意してください。
- ④ 一度払い込まれた入学検定料及び提出した書類（論文含む）の返還請求には応じません。
- ⑤ 志望する研究指導科目担当の教員と事前に相談したうえで、出願してください。
- ⑥ 健康の状況について
疾病・障がい等により、受験時および修学上配慮を必要とされる方は、出願前のできるだけ早い時期に大学院事務課へ相談ください。（症状についての具体的な内容が記載された診断書を添えてください。障害者手帳をお持ちの方は、そのコピーも添えてください。）

6 受 験 票

- *出願手続完了者には、「受験票」を送付します。
- *試験日の5日前までに到着しない場合は大学院事務課へ連絡してください。
- *「受験票」は入学手続完了まで保管してください。

7 試験場・試験会場

- 福岡市城南区七隈八丁目19番1号 福岡大学
- * 試験会場については、試験日当日の午前8時30分に中央図書館西側1階入口（大学院エントランス）に掲示します。
 - * 受験者は、全員午前9時までに試験会場に集合してください。

8 試験科目・試験時間

◇公法専攻・民刑事法専攻 共通

試験時間	《一般入学試験》		《社会人入学試験》
	出願資格①～⑧	出願資格⑨	出願資格①～⑨
9:00 ～	受験上の注意	受験上の注意	受験上の注意
9:15 ～ 11:15	外国語 (英語・ドイツ語・フランス語から2科目選択)	選択科目 志望専修科目以外の専門科目または外国語(英語・ドイツ語・フランス語から1科目選択) 注) 試験時間は9:15～10:45	小論文
11:35 ～ 13:05	専門科目 【他大学院出身者のみ】志望専修科目について論文試験を行う。	専門科目 志望専修科目について論文試験を行う。	専門科目 志望専修科目について論文試験を行う。
14:15 ～	面 接	面 接	面 接(口頭試問)

- ① 外国語の受験には辞書の持込みを許可します。ただし、電子辞書は除きます。
- ② 専門科目の受験および選択科目（志望専修科目以外の専門科目）の受験には六法（書き込み禁止）の持込みを許可します。ただし、判例付き及び電子六法等は除きます。
- ③ 出願資格⑨における志望専修科目以外の専門科目については、志望専修科目に属さない部門の科目のなかで、別表から、随意に選択する科目を受験することを要する。

別表	憲法、行政法、国際法、法社会学、法制史、政治学、民法、商法、民事訴訟法、 刑法、国際私法
----	---

9 合 格 発 表

- ① 合格発表日時

春季入学試験合格発表	令和2年3月3日(火)午前10時
------------	------------------

- ② 合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には入学手続書類を郵送（簡易書留）します。
不合格者への通知はいたしません。

◇掲示場所：大学院事務課前（福岡大学 中央図書館6階）

*福岡大学公式ホームページ内の「大学院個別サイト」に合格者の受験番号を掲載いたします。
以下の手順でアクセスしてください。

福岡大学公式ホームページ (<https://www.fukuoka-u.ac.jp/>) にアクセス⇒トップページのメニューから「教育」を開く⇒「教育」のメニューから「大学院」を開く⇒「大学院」のページから「大学院個別サイト」を開く

- ③ 合否に関する電話での問合せには一切応じません。

- ④ 出願書類及び入学手続書類等に虚偽の記載があった場合は、入学許可を取り消すことがあります。

10 入 学 手 続

- * 入学手続書類等の説明は、合格通知とともに通知します。
- * 入学申込金・授業料その他諸納入金の納入については「(1) 入学に要する経費等」の学費等納入金表を参照してください。

(1) 入学に要する経費等(博士課程後期)

学費等納入金表

(単位:円)

項目	区分	本学学部卒業	本学大学院修了	他大学卒業・他大学院修了	備考
入学時 納入金	入学申込金(入学金)	100,000	0	100,000	入学年度のみ納入
	第一期分授業料	200,000	200,000	200,000	毎年度納入
	第一期分教育充実費	60,000	60,000	60,000	
	委託徴収金	3,000	3,000	18,100	
	(小計)	263,000	263,000	278,100	
計		363,000	263,000	378,100	
第二期 払込分	第二期分授業料	200,000	200,000	200,000	毎年度納入
	第二期分教育充実費	60,000	60,000	60,000	
	計	260,000	260,000	260,000	
初年度納入金 合計		623,000	523,000	638,100	

◆上記合計金額のうち、「入学申込金」及び「第一期分学費等納入金」として、下記の金額を所定の期日までに納入してください。(納入期限当日の収納日付印まで有効)

費目	本学学部卒業	本学大学院修了	他大学卒業・他大学院修了	納入期限
入学申込金	100,000	0	100,000	令和2年3月12日(木)
第一期分学費等納入金	263,000	263,000	278,100	令和2年3月18日(水)

※納入期限後はいかなる理由があっても受け付けできません。

※所定の期限までにこれらの手続きを完了してください。

※二年次以降の学費等納入金のうち、「委託徴収金」の金額には多少の変動が生じることがあります。

(2) 入学辞退について

- ① 合格発表後に入学を辞退する場合は『入学辞退届』を提出してください。
- ② 入学手続き終了後に入学を辞退する場合は『入学辞退届』を提出した方に限り、入学申込金(入学金)を除く第一期分学費等納入金を返還いたします。

11 その他の

◇ 既修得単位認定制度・奨学金制度

9頁の「11 その他」を参照してください。

外国人留学生入学試験

《博士課程前期・博士課程後期》

留学生対象進学説明会

令和元年6月8日（土）

大学院オープンキャンパス

令和元年8月3日（土）

詳細が決まりましたら、福岡大学公式ホームページ内の「大学院個別サイト」(<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/>)へ掲載します。

外国人留学生入学試験

《博士課程前期・博士課程後期》

◇国内志願者とは、既に日本国に在留している志願者をいいます。
 ◇国外志願者とは、受験のために外国から日本国に来る志願者をいいます。

1 募集人員

博士課程前期については3頁、博士課程後期については13頁をご参照ください。

2 出願資格

《博士課程前期》	《博士課程後期》
<p>次の各号のいずれかの条件に該当する者で、※印の要件を充たす者</p> <p>① 学校教育法第83条に定める日本の大学を卒業した者及び令和2年3月までに卒業見込みの者 ② 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者 ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和2年3月修了見込みの者 ④ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者 ⑤ 外国の大学その他の外国の学校^{*1)}において、修業年限が3年以上である課程を修了すること^{*2)}により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和2年3月までに授与される見込みの者 * 1) その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。 * 2) 当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。 ⑥ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上あることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和2年3月までに修了見込みの者 ⑦ 学校教育法第102条第2項の規定（飛び級入学）により日本の大学院に入学した者であって、本学の大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの^{*注)} ⑧ 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの及び令和2年3月までに達するもの^{*注)} ※ 在学中の経費支弁能力のある者 ※ 日本語で講義・研究指導を受ける者は、指定された日本語能力がある者。</p>	<p>次の各号のいずれかの条件に該当する者で、※印の要件を充たす者</p> <p>① 日本の大学院において、修士の学位を授与された者又は学校教育法第104条第1項に規定する専門職大学院の課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する者及び令和2年3月までに取得見込みの者 ② 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和2年3月までに授与される見込みの者 ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和2年3月までに取得見込みの者 ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和2年3月までに授与される見込みの者 ⑤ 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和2年3月までに授与される見込みの者 ⑥ 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 ⑦ 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの及び令和2年3月までに達するもの^{*注)} ⑧ 法務博士（専門職）の学位を有する者または令和2年3月までに取得見込みの者 ※ 在学中の経費支弁能力のある者 ※ 日本語で講義・研究指導を受ける者は、指定された日本語能力がある者。</p>
<u>※注) 出願資格⑦・⑧に該当し出願を希望する者は、資格審査を行います。</u>	<u>※注) 出願資格⑦に該当し出願を希望する者は、資格審査を行います。</u>

3 入学試験日及び願書(第1次選考書類)受付期間

募集区分			試験日	願書受付期間*
季別	課程	対象者		
秋季 入学試験	博士課程前期	国内志願者	令和元年9月3日(火)	令和元年7月16日(火) ～7月18日(木)
春季 入学試験	博士課程前期 及び 博士課程後期	国外志願者	令和2年2月18日(火)	随時受付(平日のみ) <最終締切日> 令和元年10月31日(木)
		国内志願者		令和元年12月2日(月) ～12月4日(水)

4 願書受付時間・場所

◇ 受付時間

午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)

◇ 受付場所・問合せ先

福岡市城南区七隈八丁目19番1号(〒814-0180)

福岡大学大学院事務課(福岡大学 中央図書館6階)

TEL 代表(092)871-6631 内線2913～2915

* 郵送の場合は、書留郵便とし受付最終日までに必着とします。

封筒の表には、「法学研究科出願書類在中」と朱書きしてください。

5 出願手続

(1) 提出書類その他(※国外志願者は出願書類が異なりますので、大学院事務課までお問合せください。)

以下の事項に注意し、必要書類を提出してください。

- * 提出書類は、出願資格により異なります。 該当する提出書類一覧の「博士課程前期」・「博士課程後期」それぞれの欄で、○印の付いた書類はすべて提出してください。
なお、必要に応じ、その他の書類提出を求める場合があります。
- * 本人が記入する書類は、特に指定のない限りすべて日本語で記入してください。
- * 提出書類は、写しを許可されたもの以外、すべて原本を提出してください。(コピーは受け付けません。) 写しを要するものは、受付時に大学院事務課で写しをとり、原本は返却いたします。
- * 証明書等は、原則として発行日から3ヵ月以内のものを提出してください。
- * 母国語で作成された書類には、和文または英文の翻訳文を添付してください。

出願資格：博士課程前期①～⑥及び博士課程後期①～⑥による志願者《国内志願者》

提出書類	博士課程 前期	博士課程 後期
1. 志願票 [外国人留学生用](本学所定用紙)	○	○
2. 副票・受験票(本学所定用紙)	○	○
3. 成績証明書 ・博士課程前期志願者は、出身大学等の成績証明書 ・博士課程後期志願者は、出身大学及び出身大学院の成績証明書 ※ 詳細は、p. 30で確認してください。	○	○

4. 卒業・修了に関する証明 ・博士課程前期志願者は、出身大学等の卒業証明書又は卒業見込証明書 ・博士課程後期志願者は、出身大学院の修了証明書又は修了見込証明書 ※詳細は、p. 30 で確認してください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. 卒業論文（日本語に訳されたもの）又はこれに代わるもの (日本語で書かれた研究論文、研究計画書等)	該当者 のみ	<input type="checkbox"/>
6. 他大学院出身者は、日本語で書かれた修士論文（又は、これに代わるもの）	<input type="checkbox"/>	該当者 のみ
7. 研究計画書（本学所定用紙、様式1） ※ 日本語で志願者本人の自筆によるもの。（ワープロ作成のものは不可）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8. 志望理由書（本学所定用紙） ※ 日本語で志願者本人の自筆によるもの。（ワープロ作成のものは不可）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
9. 日本語能力証明 次の①～④で該当するいずれか1つを提出してください。 ① (財)日本国際教育支援協会又は国際交流基金が実施する「日本語能力試験」N1 またはN2 (2009年以前の受験生は、1級または2級) の合格認定書 ② 日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の「日本語」の成績通知書 ※ ただし、過去2年間ににおいて実施された試験のいずれかにおいて、聽解・聽読解・讀解の合計が200点以上の成績を得ていること。 ③ 日本の大学を卒業（卒業見込）又は日本の大学院を修了（修了見込）の者で、上記①又は②の書類提出が不可能な場合は、「日本語能力認定書」（本学所定用紙）※注 ④ 文部科学省の大学推薦及び大使館推薦による国費外国人留学生で、上記①または②の書類提出が不可能な場合は、「日本語能力認定書」（本学所定用紙）※注 ※注) ③・④の「日本語能力認定書」は日本語講師、日本政府の在外公館員、その他適当と思われる者に記入を依頼してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 経費支弁計画書（本学所定用紙）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
11. 1年分の学費・生活費の支払能力があることを証明する書類 （「経費支弁計画書」の収入を立証する書類） 次の①・②（全員提出）と③～⑥で該当するものを全て提出してください。 ① 志願者名義の預金残高証明書（日本円又はUSドルによるもの） ② 当該預金の過去1年間の入出金の経緯が明らかになる預金通帳等の現物 ※ 提出不可能な場合は、その理由書を添付してください。（A4サイズ 書式は自由） ③ 「資格外活動許可書」を取得している者はその写し ④ 入学年4月以降に奨学金受給が決定している者は奨学金受給証明書 ⑤ 外国（本国の親族等）からの送金を受ける場合は、送金者本人が自筆により作成した経費支弁書（本学所定用紙）※注 ⑥ 在日する親族等からの送金を受ける場合は、送金者本人が自筆により作成した経費支弁書（本学所定用紙）※注 ※ 印鑑は実印を使用してください。 ※注) ⑤・⑥の「経費支弁書」が母国語で作成されている場合は、和文又は英文の翻訳文を添付してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. 住民票（マイナンバーの記載がないもの） ※ 市町村役所発行のもので、在留カードNo（又は外国人登録番号）・在留資格・在留期限が明記されたもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
13. 日本国内の大学で研究歴がある者は、その証明書	該当者 のみ	該当者 のみ
14. 住所シート（本学所定用紙）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
15. パスポート（大学院事務課で写しをとりますので、原本を持参願います。）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
16. 提出書類チェックリストA（本学所定用紙）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

出願資格：博士課程前期⑦による志願者《国内志願者》	
◇博士課程前期：出願資格⑦の条件 日本の大学から日本の大学院へ飛び級入学した者であること。	
提出書類	博士課程 前期
1. 志願票 <input checked="" type="checkbox"/> 外国人留学生用 (本学所定用紙)	<input type="radio"/>
2. 副票・受験票 (本学所定用紙)	<input type="radio"/>
3. 出身大学の成績証明書	<input type="radio"/>
4. 在籍期間及び退学年月日が記載された出身大学の証明書	<input type="radio"/>
5. 入学年月日が記載された出身大学院の証明書	<input type="radio"/>
6. 研究計画書 (本学所定用紙、様式1) ※ 日本語で志願者本人の自筆によるもの。(ワープロ作成のものは不可)	<input type="radio"/>
7. 志望理由書 (本学所定用紙) ※ 日本語で志願者本人の自筆によるもの。(ワープロ作成のものは不可)	<input type="radio"/>
8. 日本語能力証明 次の①～③で該当するいずれか1つを提出してください。 ① (財)日本国際教育支援協会又は国際交流基金が実施する「日本語能力試験」N1またはN2 (2009年以前の受験生は、1級または2級) の合格認定書 ② 日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の「日本語」の成績通知書 ※ ただし、過去2年間において実施された試験のいずれかにおいて、聴解・聽読解・読解の合計が200点以上の成績を得ていること。 ③ 上記①又は②の書類提出が不可能な場合は、「日本語能力認定書」(本学所定用紙) ^{※注)} ※ 「日本語能力認定書」は日本語講師、日本政府の在外公館員、その他適当と思われる者に記入を依頼してください。	<input type="radio"/>
9. 経費支弁計画書 (本学所定用紙)	<input type="radio"/>
10. 1年分の学費・生活費の支払能力があることを証明する書類 (「経費支弁計画書」の収入を立証する書類) 次の①・②(全員提出)と③～⑥で該当するものを全て提出してください。 ① 志願者名義の預金残高証明書(日本円又はUSドルによるもの) ② 当該預金の過去1年間の入出金の経緯が明らかになる預金通帳等の現物 ※ 提出不可能な場合は、その理由書を添付してください。(A4サイズ 書式は自由) ③ 「資格外活動許可書」を取得している者はその写し ④ 入学年4月以降に奨学金受給が決定している者は奨学金受給証明書 ⑤ 外国(本国の親族等)からの送金を受ける場合は、送金者本人が自筆により作成した経費支弁書(本学所定用紙) ^{※注)} ⑥ 在日する親族等からの送金を受ける場合は、送金者本人が自筆により作成した経費支弁書(本学所定用紙) ^{※注)} ※ 印鑑は実印を使用してください。 ※注) ⑤・⑥の「経費支弁書」が母国語で作成されている場合は、和文又は英文の翻訳文を添付してください。	<input type="radio"/>
11. 住民票 (マイナンバーの記載がないもの) ※ 市町村区役所発行のもので、在留カードNo(又は外国人登録番号)・在留資格・在留期限が明記されたもの	<input type="radio"/>
12. 日本国内の大学で研究歴がある者は、その証明書	該当者のみ
13. 住所シート (本学所定用紙)	<input type="radio"/>
14. パスポート (大学院事務課で写しをとりますので、原本を持参願います。)	<input type="radio"/>
15. 提出書類チェックリストB (本学所定用紙)	<input type="radio"/>

**出願資格：博士課程前期⑧及び博士課程後期⑦による志願者
《国内志願者》**

◇出願資格：博士課程前期⑧及び博士課程後期⑦の条件

短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生、その他の教育施設の修了者であること。(博士課程後期志願者には、大学卒業者を含む。)

提出書類	博士課程 前期	博士課程 後期
1. 志願票 外国人留学生用 (本学所定用紙) ※ 「志願票」裏面について ・職歴または研究歴がある者は記入してください。 ・業績(著書・研究論文・学会発表・特許)がある者は「資格・賞罰等」の欄に記入してください。なお、審査の結果、受験資格があると認められた場合は、業績(現物)を提出してください。 ・専門性に係る資格及び実務経験がある者は「資格・賞罰等」の欄に記入してください。 (資格保有者は、その証明書の写しを添付してください)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 副票・受験票 (本学所定用紙)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 最終卒業又は修了学校の成績証明書 ※ 詳細は、p. 30で確認してください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 最終卒業又は修了学校の卒業証明書 ※ 詳細は、p. 30で確認してください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. 研究計画書 (本学所定用紙、様式1) ※ 日本語で志願者本人の自筆によるもの。(ワープロ作成のものは不可)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6. 志望理由書 (本学所定用紙) ※ 日本語で志願者本人の自筆によるもの。(ワープロ作成のものは不可)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7. 修士論文相当の研究論文 (日本語で書かれたもの)		該当者 のみ
8. 日本語能力証明 次の①～④で該当するいづれか1つを提出してください。 ① (財)日本国際教育支援協会又は国際交流基金が実施する「日本語能力試験」N1またはN2(2009年以前の受験生は、1級または2級)の合格認定書 ② 日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の「日本語」の成績通知書 ※ ただし、過去2年間において実施された試験のいづれかにおいて、聴解・聽読解・読み解の合計が200点以上の成績を得ていること。 ③ 日本の大学を卒業又は卒業見込の者で、上記①又は②の書類提出が不可能な場合は、本学所定の「日本語能力認定書」 ^{※注)} ④ 文部科学省の大学推薦及び大使館推薦による国費外国人留学生で、上記①または②の書類提出が不可能な場合は、「日本語能力認定書」(本学所定用紙) ^{※注)} ※注) ③・④の「日本語能力認定書」は日本語講師、日本政府の在外公館員、その他適当と思われる者に記入を依頼してください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
9. 経費支弁計画書 (共通所定用紙)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

<p>10. 1年分の学費・生活費の支払能力があることを証明する書類 (「経費支弁計画書」の収入を立証する書類) 次の①・②(全員提出)と③~⑥で該当するものを全て提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 志願者名義の預金残高証明書(日本円又はUSドルによるもの) ② 当該預金の過去1年間の入出金の経緯が明らかになる預金通帳等の現物 ※ 提出不可能な場合は、その理由書を添付してください。(A4サイズ 書式は自由) ③ 「資格外活動許可書」を取得している者はその写し ④ 入学年4月以降に奨学金受給が決定している者は奨学金受給証明書 ⑤ 外国(本国の親族等)からの送金を受ける場合は、送金者本人が自筆により作成した経費支弁書(本学所定用紙)*注 ⑥ 在日する親族等からの送金を受ける場合は、送金者本人が自筆により作成した経費支弁書(本学所定用紙)*注 ※ 印鑑は実印を使用してください。 ※注) ⑤・⑥の「経費支弁書」が母国語で作成されている場合は、和文又は英文の翻訳文を添付してください。 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<p>11. 住民票(マイナンバーの記載がないもの) ※ 市町村区役所発行のもので、在留カードNo.(又は外国人登録番号)・在留資格・在留期限が明記されたもの</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
12. 日本国内の大学で研究歴がある者は、その証明書	該当者のみ	該当者のみ
13. 大学・研究所等の研究歴証明書又は研究業績 (研究一覧表・著書・論文等)		該当者のみ
14. 住所シート(本学所定用紙)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
15. パスポート(大学院事務課で写しをとりますので、原本を持参願います。)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
16. 提出書類チェックリストC(本学所定用紙)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

出願資格：博士課程後期⑧による志願者《国内志願者》	
提出書類	博士課程後期
1. 志願票 [外国人留学生用] (本学所定用紙)	<input type="radio"/>
2. 受験票・副票 (本学所定用紙)	<input type="radio"/>
3. 出身大学及び出身法科大学院の成績証明書 ※ 詳細は、p. 30で確認してください。	<input type="radio"/>
4. 出身法科大学院の修了又は修了見込証明書	<input type="radio"/>
5. 専攻する科目に関する研究レポート (8000字程度) ※ 日本語で志願者本人の自筆によるもの。(ワープロ作成のものは不可)	<input type="radio"/>
6. 研究計画書 (2000字程度 本学所定用紙・様式2) ※ 日本語で志願者本人の自筆によるもの。(ワープロ作成のものは不可)	<input type="radio"/>
7. 日本語能力証明 次の①～③で該当するいずれか1つを提出してください。 ① (財)日本国際教育支援協会又は国際交流基金が実施する「日本語能力試験」N1またはN2(2009年以前の受験生は、1級または2級)の合格認定書 ② 日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の「日本語」の成績通知書 ※ ただし、過去2年間において実施された試験のいずれかにおいて、聽解・聽読解・読解の合計が200点以上の成績を得ていること。 ③ 上記①又は②の書類提出が不可能な場合は、「日本語能力認定書」(本学所定用紙)※注) ※ 「日本語能力認定書」は日本語講師、日本政府の在外公館員、その他適当と思われる者に記入を依頼してください。	<input type="radio"/>
8. 経費支弁計画書 (本学所定用紙)	<input type="radio"/>
9. 1年分の学費・生活費の支払能力があることを証明する書類 (「経費支弁計画書」の収入を立証する書類) 次の①・②(全員提出)と③～⑥で該当するものを全て提出してください。 ① 志願者名義の預金残高証明書(日本円又はUSドルによるもの) ② 当該預金の過去1年間の入出金の経緯が明らかになる預金通帳等の現物 ※ 提出不可能な場合は、その理由書を添付してください。(A4サイズ 書式は自由) ③ 「資格外活動許可書」を取得している者はその写し ④ 入学年4月以降に奨学金受給が決定している者は奨学金受給証明書 ⑤ 外国(本国の親族等)からの送金を受ける場合は、送金者本人が自筆により作成した経費支弁書(本学所定用紙)※注) ⑥ 在日する親族等からの送金を受ける場合は、送金者本人が自筆により作成した経費支弁書(本学所定用紙)※注) ※ 印鑑は実印を使用してください。 ※注) ⑤・⑥の「経費支弁書」が母国語で作成されている場合は、和文又は英文の翻訳文を添付してください。	<input type="radio"/>
10. 住民票(マイナンバーの記載がないもの) ※ 市町村区役所発行のもので、在留カードNo.(又は外国人登録番号)・在留資格・在留期限が明記されたもの	<input type="radio"/>
11. 日本国内の大学で研究歴がある者は、その証明書	該当者のみ
12. 住所シート (本学所定用紙)	<input type="radio"/>
13. パスポート (大学院事務課で写しをとりますので、原本を持参願います。)	<input type="radio"/>
14. 提出書類チェックリストD (本学所定用紙)	<input type="radio"/>

(2) 第1次選考（書類審査）と第2次選考検定料（入学検定料）

- ① 提出された書類について第1次選考を行い、その結果を通知します。
- ② 第1次選考の結果、受験資格があると認められた者は、所定の期日までに第2次選考検定料を納入してください。納入方法に関する詳細は、第1次選考書類の提出時に別途指示します。

第2次選考検定料（入学検定料）	30,000円
-----------------	---------

(3) 出願上の注意

- ① 該当する出願資格に記載された条件の内容を必ず確認してください。
- ② 出願書類に不備がある場合は受理できません。
- ③ 志願票及び副票・受験票の記入について、以下の事項に注意してください。
 - *「志望専修科目」の欄には、博士課程前期の志願者は38～45頁の専修科目から、また、博士課程後期の志願者は50～53頁の研究指導科目から1科目を選定し、その科目名と担当者1人の氏名を記入してください。
 - *「1限目受験科目」欄に記入する受験科目は、「8 試験科目・試験時間」を参照し、1科目を選択し記入してください。
 - *受験科目等の記入漏れがないように注意してください。
- ④ 博士課程前期の学生募集について、秋季入学試験で入学定員に達した専修科目は春季入学試験を実施しない場合がありますので、春季志願者は事前に確認してください。
- ⑤ 出願手続等に関する照会は、原則として志願者本人が行ってください。
- ⑥ 出願書類の提出は、受付時に確認事項がありますので、できるだけ窓口へ持参してください。なお、国外志願者は、日本在住の知人を通じて出願書類の提出を行ってもかまいません。
- ⑦ 一度払い込まれた第2次選考検定料（入学検定料）及び提出した書類（論文含む）の変更及び返還請求には応じません。
- ⑧ 健康の状況について
疾病・障がい等により、受験時および修学上配慮を必要とされる方は、出願前のできるだけ早い時期に大学院事務課へ相談ください。(症状についての具体的な内容が記載された診断書を添えてください。障害者手帳をお持ちの方は、そのコピーも添えてください。)

6 受験票及び受験許可書

- *出願手続完了者には、「受験票」を送付します。また、国外志願者には「受験許可書」^{注)}を発行し、併せて送付します。
- *試験日の5日前までに到着しない場合は大学院事務課へ連絡してください。
- *「受験票」は入学手続完了まで保管してください。

注) 受験許可書は、国外志願者が来日受験するために、志願者本人が本国において行なう出入国手続（受験を目的とする短期滞在ビザの取得）に便宜をはかるため発行するものです。

7 試験場・試験会場

福岡市城南区七隈八丁目19番1号 福岡大学

- * 試験会場については、試験日当日の午前8時30分に中央図書館西側1階入口（大学院エントランス）に掲示します。
- * 受験者は、全員午前9時までに試験会場に集合してください。

8 試験科目・試験時間

◇公法専攻・民刑事法専攻 共通

《博士課程前期》		《博士課程後期》	
時 間	試 験 科 目 等	時 間	試 験 科 目 等
9:00 ～	受験上の注意	9:00 ～	受験上の注意
9:15 ～ 10:45	外 国 語 英語・ドイツ語・フランス語 から 1 科目選択（※注）	9:15 ～ 11:15	外 国 語 英語・ドイツ語・フランス語 から 1 科目選択（※注）
11:05 ～ 12:35	志望専修科目に関する専門科目 (※ 38～45 頁を参照)	11:35 ～ 13:05	志望専修科目に関する専門科目 (※ 50～53 頁を参照)
14:15 ～	面 接	14:15 ～	面 接

*注 指導教員が必要と認めたときは、外国語の試験に日本語を選択することができます。ただし、日本語による外国語の試験は、ヒアリングを課すことがある。

- ① 日本語を除く外国語の受験には辞書の持込を許可します。ただし、電子辞書は除きます。
- ② 専門科目的受験には六法（書き込み禁止）の持込みを許可します。ただし、判例つき及び電子六法等は除きます。

9 合 格 発 表

- ① 合格発表日時

秋季入学試験合格発表	令和元年 9 月 24 日 (火) 午前 10 時
春季入学試験合格発表	令和 2 年 3 月 3 日 (火) 午前 10 時

- ② 合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には入学手続書類を郵送（簡易書留）します。
不合格者への通知はいたしません。

◇ 揭示場所：大学院事務課前（福岡大学 中央図書館 6 階）

*福岡大学公式ホームページ内の「大学院個別サイト」に合格者の受験番号を掲載いたします。
以下の手順でアクセスしてください。

福岡大学公式ホームページ (<https://www.fukuoka-u.ac.jp/>) にアクセス ⇒ トップページのメニューから「教育」を開く ⇒ 「教育」のメニューから「大学院」を開く ⇒ 「大学院」のページから「大学院個別サイト」を開く

- ③ 合否に関する電話での問合せには一切応じません。
- ④ 出願書類及び入学手続書類等に虚偽の記載があった場合は、入学許可を取り消すことがあります。

10 入 学 手 続

* 入学手続の詳細は、博士課程前期は 8 頁、博士課程後期は 17 頁の「10 入学手続」を参照してください。

11 外国人留学生 卒業／修了（見込）証明書、成績証明書、学位取得証明書について



<中国の教育機関出身の志願者へ>

下記2カ所の認証機関が認証した中国語版電子報告書（学位・学歴・成績）を提出してください。

●学位の「認証報告」（中国語版電子報告書）

[『教育部学位与研究生教育信息网（CDGDC）』(<http://www.cdgdc.edu.cn/>) が認証したもの]

●「中国高等教育学歴認証報告」（中国語版電子報告書）

[『中国高等教育学生信息网（CHSI）』(<https://www.chsi.com.cn/>) が認証したもの]

●「中国高等学校学生成績認証報告」（中国語版電子報告書）

[『中国高等教育学生信息网（CHSI）』(<https://www.chsi.com.cn/>) が認証したもの]

※申請の際は、願書受付期間の最終日（必着）までに、福岡大学大学院事務課のメールアドレス（gakuin@adm.fukuoka-u.ac.jp）に認証結果が直接送付されるように手続きを行ってください。

※上記2カ所の認証機関以外からは一切取りませんので、出願者本人または代理人が大学院事務課に送付した認証書は無効となります。

資格特別配慮入学試験

《博士課程前期・博士課程後期》

法学研究科では、社会人対応の夜間の講義を開講しています。

- ⑤ 出願要件を証明する証書の写し
- ⑥ 入学検定料領収書（大学提出）
- ⑦ 住所シート（本学所定用紙）
- ⑧ 奨学生応募希望調査（本学所定用紙）

※ 外国人留学生は、上記①～⑦の他、以下の書類⑨～⑯についても提出してください。

- ⑨ 研究計画書（本学所定用紙 様式1）
- ⑩ 志望理由書（本学所定用紙）

*日本語で自筆により作成してください。（ワープロ作成のものは不可）

*志望の動機及び目的を400字～800字程度にまとめてください。

- ⑪ 日本語能力証明

次のa～cで該当するいずれか1つを提出してください。

- a.（財）日本国際教育支援協会又は国際交流基金が実施する「日本語能力試験」N1またはN2（2009年以前の受験生は、1級または2級）の合格認定書
- b. 日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の「日本語」の成績通知書

*ただし、過去2年間において実施された試験のいずれかにおいて、聴解・聽読解・読解の合計が200点以上の成績を得ていること。

- c. 上記a又はbの書類提出が不可能な場合は、「日本語能力認定書」（本学所定用紙）

*「日本語能力認定書」は日本語講師、日本政府の在外公館員、その他適当と思われる者に記入を依頼してください。

- ⑫ 経費支弁計画書（本学所定用紙）

- ⑬ 1年分の学費・生活費の支払能力があることを証明する書類

（「経費支弁計画書」の収入を立証する書類）

次のa・b（全員提出）とc～fで該当するものを提出してください。

- a. 志願者名義の預金残高証明書（日本円又はUSドルによるもの）

- b. 当該預金の過去1年間の入出金の経緯が明らかになる預金通帳等の現物

*提出不可能な場合は、その理由書を添付してください。（A4サイズ 書式は自由）

- c. 「資格外活動許可書」を取得している者はその写し

- d. 入学年4月以降に奨学金受給が決定している者は奨学金受給証明書

- e. 外国（本国の親族等）からの送金を受ける場合は、送金者本人が自筆により作成した経費支弁書（本学所定用紙）^{※注)}

- f. 在日する親族等からの送金を受ける場合は、送金者本人が自筆により作成した経費支弁書（本学所定用紙）^{※注)}

*印鑑は実印を使用してください。

※注) e・fの「経費支弁書」が母国語で作成されている場合は、和文又は英文の翻訳文を添付してください。

- ⑭ 住民票（マイナンバーの記載がないもの）

*市町村区役所発行のもので、在留カードNo.（又は外国人登録番号）・在留資格・在留期限が明記されたもの

- ⑮ パスポート（写）（大学院事務課で写しをとりますので、原本を持参願います。）

提出書類（博士課程後期）

① 志願票（本学所定用紙）

※「志願票」裏面の履歴書について、出願要件を満たす資格及び実務経験年数を詳しく記入してください。

② 受験票・副票（本学所定用紙）

③ 最終学校の成績証明書

※修士の学位を有し、大学を卒業している者は、大学の成績証明書も提出すること。

④ 最終学校の修了又は修了見込証明書

⑤ 出願要件を証明する証書の写し

⑥ 専攻する科目に関する研究レポート（8000字程度）

⑦ 研究計画書（2000字程度、本学所定用紙 様式2）

⑧ 修士論文（該当者のみ）

⑨ 入学検定料領収書（大学提出）

⑩ 住所シート（本学所定用紙）

⑪ 奨学生応募希望調査（本学所定用紙）

※ 外国人留学生は、上記①～⑩の他、博士課程前期の提出書類⑩～⑯についても提出してください。

注) ・改姓がある場合は、戸籍抄本をつける。

・証明書は1年以内に発行されたもの。

（2）入学検定料の納入方法

入学検定料	（一般学生・社会人）	32,000円
	（外国人留学生）	30,000円

博士課程前期は5頁、博士課程後期は15頁の「(2) 入学検定料の納入方法」、外国人留学生は28頁の「(2) 第1次選考（書類審査）と第2次選考検定料（入学検定料）」を参照してください。

（3）出願上の注意

博士課程前期は6頁、博士課程後期は16頁の「(4) 出願上の注意」、外国人留学生は28頁の「(3) 出願上の注意」を参照してください。

6 受 験 票

※ 出願手続完了者には、「受験票」を送付します。

※ 試験日の5日前までに到着しない場合は大学院事務課へ連絡してください。

※ 「受験票」は入学手続完了まで保管してください。

7 試験場・試験会場

福岡市城南区七隈八丁目19番1号 福岡大学

※ 試験会場については、試験日当日の午前8時30分に中央図書館西側1階入口（大学院エントランス）に掲示します。

※ 受験者は、全員午前9時までに試験会場に集合してください。

8 試験科目・試験時間

(1) 試験科目

書類選考及び面接試験を実施します。

(2) 面接日時

募集区分	入学試験(面接)日時
秋季入学試験《博士課程前期》	令和元年9月3日(火)午後2時15分～
春季入学試験《博士課程前期・博士課程後期》	令和2年2月18日(火)午後2時15分～

*受験生は、午後2時までに指定された面接控室に集合してください。

9 合格発表

① 合格発表日時

秋季入学試験合格発表	令和元年9月24日(火)午前10時
春季入学試験合格発表	令和2年3月3日(火)午前10時

② 合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には入学手続書類を郵送(簡易書留)します。

不合格者への通知はいたしません。

◇掲示場所：大学院事務課前（福岡大学 中央図書館6階）

*福岡大学公式ホームページ内の「大学院個別サイト」に合格者の受験番号を掲載いたします。

以下の手順でアクセスしてください。

福岡大学公式ホームページ(<https://www.fukuoka-u.ac.jp/>)にアクセス⇒トップページのメニューから「教育」を開く⇒「教育」のメニューから「大学院」を開く⇒「大学院」のページから「大学院個別サイト」を開く

③ 合否に関する電話での問合せには一切応じません。

④ 出願書類及び入学手続書類等に虚偽の記載があった場合は、入学許可を取り消すことがあります。

10 入学手続

*入学手続の詳細は、博士課程前期は8頁、博士課程後期は17頁の「10 入学手続」を参照してください。

11 その他

◇既修得単位認定制度・奨学金制度

9頁の「11 その他」を参照してください。

博士課程前期

募集専修科目と担当者、授業科目と授業内容及び履修方法

公法専攻

授業科目、単位及び担当者

部 門	授業科目	単位	担当者	授業内容
主 要 科 目	憲 法 研 究	8	教 授 武居一正	修士論文作成の指導を行なう。テーマその他については受講生と話し合って決定したい。フランス法を素材に研究を望む者を歓迎する。希望者は、予め面談に来られたい。
			准教授 博士(法学) 桧垣伸次	修士論文の作成を目的とする。テーマ選択、研究計画の作成、文献収集等、必要に応じて受講生と相談しながら行う。それらをもとに、報告と質疑応答を繰り返しながら、修士論文を完成させていく。なお、アメリカ法を素材に研究することを望む受講生を歓迎する。
			教 授 博士(法学) 實原隆志	受講者が研究しているテーマについて、修士論文を完成させることを目標に指導を行う。修士論文の作成に向けた具体的な方針等については、受講生と相談して決定する。 論文の添削・指導はもちろんのこと、修士論文を作成するにあたって必要な文献の収集についても適宜助言する。
		教授 武居一正	憲法の基本問題について深く掘り下げたいと考えているが、受講生の問題関心により、テーマその他を決定したい。	
	憲 法 講 義 II	4	准教授 博士(法学) 桧垣伸次	本講義では、憲法に関するアメリカの判例の研究を行う。主として表現の自由の分野を扱う予定だが、受講生の希望によってはその他の問題を扱うこともある。受講生の報告をもとに、全員で議論していくという形式で行う。受講生は、該当判例だけではなく、関連する判例や文献等を丹念に調べて報告を行う必要がある。
			教 授 博士(法学) 實原隆志	受講者が関心をもっている憲法学のテーマについて検討する。基本的な学説の理解を深めたり有名な判例について立ち入った検討を行ったりすることはもちろんのこと、より専門的で、場合によっては難解な学説も扱い、学部の講義・演習では扱われないような判例についても取り上げ、検討の対象とする。さらに、受講者の関心次第では、英語・ドイツ語文献も参照しながら授業を進める。
	行政 法 研 究	8	教 授 折登美紀	修士論文作成にむけての助言と指導を行う。現代の行政法の理論状況を概観し、受講生の関心事項に応じて、修士論文テーマ設定を、受講生と相談しながら決めていきたい。ドイツ行政法を素材に修士論文を作成する意向意欲のある受講生の履修を歓迎したい。
			准教授 博士(法学) 田中孝和	行政と私人との紛争の解決につき、行政訴訟や行政不服審査について検討するとともに、代替的紛争解決(たとえば、オンブズマン、調停、様々な苦情処理制度)について検討をしたい。
		4	准教授 博士(法学) 田中孝和	行政救済法における諸問題について、あらかじめ提示する文献及び判例をもとに検討することをしたい。受講者には割り当てられた文献等につき報告をしてもらいその後、全員で検討を行う。余裕があれば、行政相談などの苦情処理制度についても扱いたいと考えている。
	税 法 講 義 III	8	教 授 折登美紀	大学で得た行政法理論及び判例に関する知識を基に、大学院では、より多面的かつ深く行政法を研究していく。行政法の主要判例を素材に、受講生による報告と論点の検討を行う。さらに、受講生は、自分の研究テーマを設定し、報告すること。受講生の報告に対して、担当者(教員)が、質問をするという形式で進めていく。
			准教授 博士(法学) 芳賀真一	租税法に関する修士論文を二年間で作成することを目標とする。まず、租税法の基本的な考え方を習得し、分析方法の習得、資料収集、整理、報告等を行う。ある程度の学習が進んだところで、受講生の希望に応じて論文のテーマを決定する。
	税 法 研 究	4	教 授 芳賀真一	租税法、主に所得税法と法人税法を扱う。租税法の基礎を学習するとともに、租税法の分析能力を養うことを目標とする。租税法のルールがどのようなアイディアで設計されているのか、そのルールがどのような問題を生み出しているのか、その問題をどのように解決したらよいのかを議論する。教科書、判例、論文等を用いて、ゼミ形式で授業を行うことを考えている。
			教 授 山下恭弘	「修士論文の完成」を目標とする。論文のテーマ選択を手助けし、文献その他の資料の収集・読解など、論文をまとめるうえで基本となる研究手法を伝える。詳細な報告と質疑応答を繰り返し、受講者の研究能力を鍛えて、読むに値する論文の完成を目指したい。
	国際 法 研 究	8	講 師 博士(国際経済法) 萩原一樹	この授業では、受講者の修士論文の作成、完成を目指す。受講生は、修士論文のテーマを決定し、適切な研究計画を作り上げ、修士論文の論題に関する報告を行う。受講生は、報告に対する質疑応答と担当教員からの助言を基に、修士論文のテーマに関して考察を深める。報告と質疑応答を繰り返し、修士論文の骨格を作り上げる。

部 門	授 業 科 目	単 位	担 当 者	授 業 内 容
主 要 科 目	国際法講義Ⅱ	4	教 授 山 下 恭 弘	国際法の基本事項を確認し、先例を紹介しながら国際法の現実の適用を講義する。国際人権法、国際人道法、国際刑事法にかかる諸問題の講義を予定しているが、受講者の希望によりその他の問題を扱うこともある。受講者には適宜報告を求める。講義と受講者の報告、質疑応答を繰り返しながら、国際法の主要論点を明らかにする。
	国際法講義Ⅲ		講 師 博士(国際経済法学) 萩 原 一 樹	国際社会が緊密化とともに、国際法が取り扱う問題事項も拡大し、深化しています。このため、国内法の各分野を専攻する学生にとっても、国際法を学ぶ重要性は高まっています。この授業では、担当教員による講義と受講者による報告を交えながら、国際法の主要な論点についてより深く掘り下げて理解することを目指します。
	経 済 法 研 究	8	教 授 屋 宮 憲 夫	独占禁止法の解釈論上の重要なテーマについて研究を行う。内容的には、比較法的研究を加味して、修士論文の作成に向け研究を進めて行きたい。
			教 授 大 橋 敏 道	競争政策を中心とした我が国の経済政策について、法律的観点から検討することを目的とする。内容は独占禁止法が中心となる予定であるが、その他の経済政策についても可能な限り検討を行いたい。
		4	教 授 屋 宮 憲 夫	独占禁止法についての基礎的研究及びその運用についての審決・判例研究を行う。個別的な内容については受講者と相談して決める。
			教 授 大 橋 敏 道	本講義は、経済法の主要法規である独占禁止法について事例研究を通じて理解することを主たる目的、また、各種の事業法と独禁法との関係性について把握することを副次的目的とする。具体的な内容としては、指定テキストの該当箇所について、受講生と教員が質疑応答を行う演習方式を予定している。
	法 社 会 学	8	教 授 武 士 侯 敦	本研究では、法を社会現象として取扱い、経験科学の方法により実証的知見をふまえた法の理論化をおこなう学としての法社会学の視角から、現代社会における法専門職の役割についての理論的・実証的研究をおこない、修士論文作成を指導する。
		4		本講義では、法を社会現象として取扱い、経験科学の方法により実証的知見をふまえた法の理論化をおこなう学としての法社会学の視角から、法曹論について邦語文献、海外文献の講読をしながら講ずる。
	法 制 史	8	教 授 博士(法学) 野 田 龍 一	現在のわが国における法律問題から出発して、その解決のさまざまな可能性を、ローマ法以来のヨーロッパ法史を舞台に探ります。とくに、間近に迫っている日本民法債権編改正を念頭に置いて、債権法分野に焦点をあてます。福岡大学には、「ヨーロッパ法コレクション」と呼ばれる貴重な文献があります。これを駆使すれば比類なき研究ができます。現行法を解釈するさいに、なぜそうなのか、と疑問をもつ皆さん。と一緒にどうぞ。
				現代日本でも通用している法格言、たとえば「復讐は時の経過によって冷却する」の変遷を、ローマ法以来の2000年にわたるヨーロッパ法史のなかで、たどります。そのさい、福岡大学に所蔵されている「ヨーロッパ法コレクション」を活用します。対象法領域は、民法・刑法・憲法に及びます。使用する史料には、日本語訳を付けますので、語学の素養は、さしあたり不要です。皆さんの研究のための一助になれば、幸甚です。
	政 治 学	8	教 授 博士(法学) 櫛 田 久 代	政治学分野の修士論文作成に向けて研究指導をします。関心のあるテーマをどのように問題設定へと発展させていくのかが、論文作成の基本です。取り上げる問題が意味のあるものでありかつ執筆可能であるかを知るために、先行研究の把握、関連文献の講読をおろそかにできません。授業では、リサーチの方法、文献講読を含め、論文の執筆指導を行います。
			教 授 博士(法学) 廣 澤 孝 之	修士論文のテーマ設定を助けるとともに、その研究テーマに関する文献・資料を講読することで、論文作成へ向けての基本的作業を指導・支援することにしたい。
			准教授 博士(法学) 東 原 正 明	この授業では、政治学に関する修士論文の作成を目標とし、そのための論文指導を行います。テーマを設定して必要となる文献や資料を収集し、それらを読み込んで論文としてまとめる作業には多くの困難が伴います。この困難を乗り越えて論文を完成させるため、関連文献の講読、報告と質疑などを通じて助言を行います。
			教 授 博士(法学) 菅 原 和 行	この授業では修士論文を執筆するための指導を行います。テーマ設定の段階では、受講者の関心を聞いたうえで関連する基本文献を講読し、具体的な問題意識に繋げていきます。その後、論文執筆に必要な基礎知識や、文献調査・フィールドワークの方法などを学んだうえ、受講者自身が調査・研究を実践し、進捗状況の報告を複数回行います。最終的には、指導教員による助言を受けながら修士論文の完成を目指します。

部 門	授 業 科 目	単 位	担 当 者	授 業 内 容
主 要 科 目	政 治 学 講 義 I	4	教 授 博士(法学) 柳 田 久 代	アメリカ政治を扱った基本文献を通読することで、大統領制度について多方面から学ぶだけでなく、議会政治、二大政党制、利益団等現代アメリカ政治の動向を含め、政治学的知識を深めることを目的としています。授業は、毎回報告者による発表を基にした演習形式で行います。各期末にレポートの提出を通して学修内容の理解を深めます。
	政 治 学 講 義 II		教 授 博士(法学) 廣 澤 孝 之	現代政治理論の基礎的理解に資することを目的とする。テキストとして、政治学の基礎理論に関する日本語及び英語の文献を使用する。受講者には定期的にレポートの提出を求めることで、理解の定着を図ることにしたい。
	政 治 学 講 義 III	4	准教授 博士(法学) 東 原 正 明	この授業では、ヨーロッパを中心とした先進各国の政治について比較政治学の立場から学び、現代政治の実態把握を行います。具体的には、テキスト(日本語文献)を指定し、受講生が各章の内容に関して報告と質疑を行うことにより、演習形式で進めることを予定しています。詳細については、受講生の関心も踏まえながら相談の上で決定することとします。
	政 治 学 講 義 IV		教 授 博士(法学) 菅 原 和 行	本講義では政策過程、行政管理、政官関係など、行政機関(中央政府や地方自治体)の組織や行動に係わるいくつかのトピックを取り上げ、各トピックにおける代表的な文献を講読しながら学習します。各学期の後半には、文献講読による学習を踏まえ、受講者自身がテーマを設定し、研究報告とレポートの作成を行います。以上のような作業を通し、本講義では行政機関のあり方について理論的、実践的な観点から考察を深めます。

履修方法

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 2 主要科目のうちから研究及びその講義科目1科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目担当者を指導教員とし、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けなければならない。
- 4 第1項の30単位以上は、原則として、次の区分によって修得しなければならない。
専修科目のうちから講義科目4単位と研究科目8単位、専修科目以外の主要科目（講義）と特修科目（講義）のうちから選択科目として18単位以上を修得しなければならない。
- 5 授業科目の登録にあたり、指導教員の助言のもと、研究課題に沿った科目を選択するように努め、かつ、指導教員の承認を受けるものとする。
- 6 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、他の研究科の博士課程前期の授業科目を履修し、8単位を限度として選択科目の単位として修得単位に算入することができる。
- 7 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

民刑事法専攻

授業科目、単位及び担当者

部 門	授業科目	単位	担当 者	授業内容
主 要 科 目	民 法 研 究	8	教授 道 山 治 延	主として、民法の親族・相続法の分野を取り扱う。この領域は、法律の解釈にとどまつていては理解できないことも少なくない。家族をめぐる紛争については、地域に根ざした文化的要素・宗教感などが無視できない一方で、グローバル化がもたらす世界的な規模での思想や価値観の変化も考慮しておくべきである。こうしたことを踏まえた上で、制定法としての民法典・家事事件手続法などの具体的な事例を素材にして、論文作成に取り組む。
			教授 蓑 輪 靖 博	特に財産関係について裁判事例を用いつつ、その現状と課題について検討する。民法の解釈と共に、社会・経済状況等の事実認識と社会的価値の評価や比較法的検討も適宜行う。民法の意義・役割・機能を踏まえた法の理解と基本的な学力の修得を目的として、論文作成を行う。
			教授 生 田 敏 康	民法(財産法分野)に関する修士論文の作成を目的とし、必要な論文指導を行う。受講者は、適切なテーマを選定し、きちんとした論文を作成しなければならないが、これらについてアドバイスする予定である。
			講 師 柳 景 子 〔令和2年度は〕 〔募集しない〕	受講生が関心を持つ民法に関するテーマについて、資料収集・読解・文書作成・報告等を繰り返すことにより、理解を深め、問題意識を明確にした上で、修士論文のテーマを絞り込む。上記のプロセス及び修士論文の執筆において、適宜具体的にアドバイスを行う。
			教授 博士(法学) 畠 中 久 彌	民法(財産法)に関する院生の問題意識を報告してもらい、議論を通してその進め方をアドバイスする。判例や学説などこれまでの実務と民法学の到達をふまえ、自分がそこにどのような疑問を持つか、その疑問は的外れなものではないかを考え抜く。
			准教授 下 田 大 介	まず、修士論文のテーマ選定のため、いくつかの判例研究に取り組み、院生の報告に基づいて議論を深め、論じる意義の高い論点を見定める。テーマ確定後は、現在の法状況に至る経緯や社会背景を詳しく調査・報告し、院生自身の立場を明確にしていく。その際、教員(私)は基本的に反対の立場から批判するので、論拠を補強して反論を試み、または自説が妥当する射程を区切って修正しながら、研究を掘り下げてもらおう。
	民 法	民 法 講 義 I	教授 道 山 治 延	親族・相続法に関する紛争は、一定の身分関係(この表現が適切か迷いもありますが)を前提にしている。しかし、男女が惹かれあい、共に生活をするのは法律があるからではない。一方で、様々な規範が男女の関係を婚姻として規制しようとする。法律は、その規範の一部であると言つてよい。この講義では、規範としての親族・相続法を理解すると共に、諸外国での新たな動きにも目を向けることとしたい。
			教授 蓑 輪 靖 博	民法のうち特に財産法を中心として、現代社会における人々の紛争解決に対するいかに機能しているかという観点から、判例を用いつつ、民法にせまっていく。民法を取り巻く判例群は膨大であり、民法の言葉からは到底読み取れない解釈を展開しているものも少なくない。また、新たな判例も日々示されている。そのような中で、具体的な事例を題材として、民法解釈の実情と限界について考える。
		民 法 講 義 III	教授 生 田 敏 康	民法(債権関係) 改正の法理論的検証をテーマとする。今回の改正は、民法典制定以来の大改正であり、国民生活に与える影響が大きいのみならず、判例法理の到達点を示すものとして、法理論的にもきわめて興味深い素材である。このような理由から、改正の内容を検討し、現行法からどのように変わるか、その趣旨は何か、いかなる立法効果を期待しているか等につき受講者とともに考察したい。
			講 師 柳 景 子 〔令和2年度は〕 〔募集しない〕	民法(財産法)に関する主要な制度及び法理論について、判例研究を通して、学部での学習内容より深く理解することを目的とし、受講生による判例報告を中心に行う。判例報告では、報告対象となった判例の原文にあたり、関連資料を収集・読解した上で、適切な文書にまとめ、同文書に基づき、適切な態度で口頭報告を行うこと、同口頭報告に対する聴衆からの質疑応答に対応し、適切な議論を行うこと等が求められる。
		M i n o	教授 博士(法学) 畠 中 久 彌	動機の誤認や損害賠償の範囲など、民法(財産法)の重要な制度の根幹に関わる問題の研究を通じて、民法の発展的問題を分析する能力を養う。
		民 法 講 義 VII	准教授 下 田 大 介	民法・財産法に関するいくつかのトピックについて、それぞれ数コマを用いて、現在の法状況を確認した上で、そこに至る議論の経緯やそれを必要とする社会背景を考慮しつつ、受講生との議論を通じて妥当性を検証する。受講生には、実りある議論に資するために、民法(さらには法学)以外の分野または社会事象について、調査・報告を求めることもある。

部 門	授業科目	単位	担当者	授業内容
主 要 科 目	商 法 研 究	8	教授 法博 砂田太士	最終的にきちんとした修士論文を書き上げることができるように、最低限、どのようなことをしなければならないのか、法的思考はどのようなものなのかを理解するために、具体的な問題を中心に検討する。検討は、判例の細かな分析、学説の動向、諸外国の規制(外国文献の講読)等を通して行う。
			教授 博士(法学) 畠田公明	商法上の諸問題の中で、とりわけ会社法の分野について、基本的論点に関する論文・判例を検討する。その後、受講者が最も関心のある問題について研究テーマを特定し、さらに掘り下げた検討を行いながら、論文作成の指導を行いたい。
			准教授 博士(法学) 前越俊之	本研究では、主に会社法または金融商品取引法を対象として、会社を巡る基本的な問題を検討する。検討は、わが国の判例、学説の他、外国文献の講読等を通じて行う。
			教授 博士(法学) 久保寛展	会社法、さらには資本市場法の理解を比較法的な観点から深めるために、会社法または資本市場法に関連するテーマを取り上げ、これを検討したい。ただし、場合によっては、比較法的な検討も必要であると考えられるので、とりわけドイツやEU関係の文献に基づき上記のテーマに関する検討を行いたい。その際、ドイツ語文献を予定しているが、院生の希望に応じてその内容を変えることも可能である。
	商 法 講 義 II		教授 法博 砂田太士	商法のうち、主として、会社法に関する問題を検討する。会社をめぐる問題は多岐にわたるので、株式会社における、経営機構、監督機構、資金調達に焦点を当てる。株式会社をはじめとする会社に関する法規制は、会社法として商法から独立したことから、上記の3点について、判例の検討を交えながら、法規制のあり方を受講生とともに考えていく。
			教授 博士(法学) 畠田公明	商法の中で、とくに会社法の分野を検討する。本講義では、開講時に指定する教科書を用いて、会社法の下でのコーポレート・ガバナンス(企業統治)およびコーポレート・ファイナンス(企業金融)に関する制度全般および基本的な判例・学説を概観する。これにより会社法の基本的知識を確認・整理した上で、具体的事例によって設問形式で会社法の諸問題を検討する。
	商 法 講 義 III	4	准教授 博士(法学) 前越俊之	商法の中でも、会社法を中心としてまた金融商品取引法も対象として、会社を巡る基本的な問題を検討する。例えば、セキュリティゼーション(資産流動化・証券化)に関し、特定目的会社やSPVの持つ財産分離機能等から、法人格の問題を検討したり、あるいは企業買収の問題等である。
			教授 博士(法学) 久保寛展	商法のなかでも会社法の分野からテーマを選択し、基本的論点の理解を深める。商法関連の基本的な知識は当然備わっていることを前提に、とりわけ最新の判例を題材とした判例分析や、判例評析等に基づく学説の検討を行う。可能な限り、会社法に関連して、金融商品取引法などの他の法分野の検討も行いたい。
	商 法 講 義 IV		教授 博士(法学) 砂田太士	本講義では、民事訴訟法を専攻科目として修士論文を執筆する院生を対象として、論文指導を行う。具体的には、文献(外国文献も含む)の調べ方や論文執筆の作法などについて指導する予定である。毎回、受講者には修士論文の途中経過の報告を行ってもらい、他の受講者との議論も交えつつ、個別に進行状況をチェックする。修士論文執筆を通じて、民事訴訟法の学問的魅力を体感していただきたい。
			教授 博士(法学) 前越俊之	本講義では、ドイツの民事訴訟法学者Leo Rosenberg(レオ＝ローゼンベルク)の名著"Die Beweislast"(『証明責任論』)の講読を通して、民事訴訟のバックボーンといわれる証明責任について、歴史的・沿革的観点から考察する。わが国の証明責任分配原則にも影響を与えたローゼンベルクの規範説とはそもそもいかなる根拠から導き出されたのかを検証し、現在の判例実務の証明責任分配のルールは果たして妥当といえるのか批判的に検討する。
刑 事 法	民 事 訴 訟 法 研 究	8	教授 安井英俊	刑法総論、各論の分野に関する修士論文の作成を指導します。まず、受講生各自の問題意識を明確とし、テーマを設定します。テーマに関する事項について、判例、文献を批判的に検討します。論文の構想、論述の方法について指導します。
				刑法学に関する修士論文の作成を目的とし、修士論文のテーマは受講生の希望に応じて決定する。受講生による研究報告、質疑応答・議論、そして関連文献の講読を主な内容とし、それらを通じてアドバイスを行う。
	刑 事 法 講 義 II	8	教授 小野寺一浩	刑法における基本的な思考方法の修得を目指します。刑法各論の分野における基本的な判例を取り上げ、当該判例の事案を的確に把握し、結論を導くまでの論理を丹念にトレースしたうえで、関連する学説を参照しつつ、判例の立場を批判的に考察します。
			准教授 博士(法学) 石川友佳子	刑法学における理論的思考方法の習得を目指します。受講生の研究報告を主として演習形式で行う。刑法総論および刑法各論の分野の中からいくつかのテーマを選択し、受講生各自による個別報告のあと、参加者全員での議論を行う。受講生は、刑法専門書、法律雑誌や過去の裁判例を丹念に調べ、分析し、精確な研究報告を行う必要がある。
	刑 事 法 講 義 III	4	教授 小野寺一浩	刑法における理論的思考方法の習得を目指します。受講生の研究報告を主として演習形式で行う。刑法総論および刑法各論の分野の中からいくつかのテーマを選択し、受講生各自による個別報告のあと、参加者全員での議論を行う。受講生は、刑法専門書、法律雑誌や過去の裁判例を丹念に調べ、分析し、精確な研究報告を行う必要がある。

部 門	授 業 科 目	単 位	担 当 者	授 業 内 容
主 要 科 目	労 働 法 研 究	8	教 授 博士(法学) 所 浩 代	本講義では、修士論文の完成を目標に、必要な指導を行う。労働法の分野で修士論文を執筆するためには、①先行研究の分析、②判例研究、③労働政策の検討、④職場の動向把握、等の作業が必要となる。本講義では、受講生のレベルを把握したうえで、①～④に関わる課題を提示し、講義中に報告してもらう。労働法学では、判例を解釈する力が重要となるので、その能力を引き上げるための指導に力を入れたい。
	労 働 法 講 義 I	4		講義は、演習形式で行う。労働法学の主要な論題に関する裁判例をとりあげ、受講生全員で判例研究に取り組む。最新の判例をリストアップし、受講生の興味を考慮したうえで全員に報告を割り当てる。講義は、毎回、報告者の発表を聞いた後、受講生全員で判例を分析するという流れで進行する。場合によっては、判例研究の前に、労働法の主要論点を概観し、全体の議論状況を確認する期間を設ける予定である。
社 会 保 障 法	社会保障法研究	8	准教授 博士(法学) 山 下 慎 一	本講義は、社会保障法学に関する修士論文を、2年間で完成させることを目標とします。まず、社会保障法学の全体像と、基本的な考え方を確認します。そして、受講者ご自身の興味で、研究対象を大まかに絞り(例えば「介護保険」)、その分野の文献・裁判例を網羅的に収集・講読します。その上で、研究対象をさらに絞り込み(例えば「要介護認定の過程」)、論文を執筆します。各過程で、教員が必要な助言をします。
	社会保障法講義 II	4		本講義は、社会保障を法的な観点、とりわけ受給者の「権利」の観点から検討することを目的とします。その前提として、まず、社会保障制度の全体像を把握します。その上で、各制度につき、受給者の権利がどのようにして発生し、変更され、消滅し、救済されるかを検討し(例えば「申請」→「生活保護開始決定」→「保護の変更」→「保護の停・廃止」→「不服申立て/訴訟」)、そこに潜む問題点を分析します。
国 際 私 法	国際私法研究	8	教 授 博士(法学) 北 坂 尚 洋	この授業は、国際私法に関する事項を研究テーマとする論文を書き上げようとしている学生を対象とした授業である。国際私法(家族法・財産法)、国際民事手続法、国籍法、国際取引法などに関連する事項の中から、学生と相談の上でテーマを選び、論文の完成を第1の目標にして授業を進めていくつもりである。
	国際私法講義 II	4		この授業は、国際私法や国際民事手続法の法律問題が実際にどのように解決されているのかを具体的に理解してもらうことを第一の目標とするものである。例えば、家事事件や財産関係事件における国際裁判管轄権、準拠法、外国裁判の承認に関する問題、国際取引に関する問題、国籍法などに関連する問題を取り上げる予定である。
知 的 財 産 法	知的財産法研究	8	准教授 谷 川 和 幸	本講義では、知的財産法に関する修士論文の作成を目的とし、論文指導を行う。具体的には、国内外の文献や判例の調べ方及びその読解、論文執筆の方法等について指導を行う。知的財産法制度の大枠は条約により統一が図られており、わが国で直面している問題は外国でも同様に直面し、議論されていることが多い。そのため、修士論文のテーマにもよるが、比較法的検討是有用かつ必須といえる。
	知的財産法講義	4		本講義では、知的財産法と呼ばれる諸法の基本的な思考方法の習得を目的とする。一定の財産の価値を持つ情報を「知的財産」と名付けて第三者によるその無断利用行為を制約することを中心とする知的財産法制度が、具体的にはどのような内容のものであり、そのような制約はなぜ正当化できるのかといった問題について、学説・判例の検討を交えながら受講生と議論し考察する。
ア ジ ア 企 業 法	アジア企業法研究	8	教 授 李 黎 明	日本中小企業の国際化は、アジア化から始まるという実情に鑑み、アジアの企業社会、特にその法規制について、比較法的に検討する。更に、企業活動の国際化に伴う国際紛争管理についても、実例を見ながら、その解決案と予防策を研究する。
	アジア企業法講義	4		本科目は、対アジア法務という観点から、グローバルな思考力とビジネス法務における実戦力の養成を目標としつつ、アジア企業法講義を開講する。法律実務について、法解釈や法手続の説明のみでなく、その背景にある政治、経済、文化の諸要素についても検討する。

その他の科目

主　要　科　目				特　修　科　目		
部　門	授　業　科　目	単位	担　当　者	授　業　科　目	単位	担　当　者
民　法	民　法　講　義　Ⅳ	4	講　師 柳　景子(令和2年度は募集しない)	比　較　憲　法　講　義	4	(　未　定　)
	民　法　講　義　Ⅴ	4	非常勤講師 五十川　直行	国　際　関　係　論　講　義	4	(　未　定　)
商　法	商　法　講　義　Ⅰ	4	(　未　定　)	政　治　史　講　義	4	准教授／博士(法学) 東　原　正　明
刑　事　法	刑　事　法　講　義　Ⅰ	4	(　未　定　)	行　政　学　講　義	4	(　未　定　)
刑事訴訟法	刑　事　訴　訟　法　講　義　Ⅰ	4	(　未　定　)	政　治　学　講　義　Ⅰ	4	教　授／博士(法学) 櫛　田　久　代
民事訴訟法	民　事　訴　訟　法　講　義　Ⅱ	4	(　未　定　)	政　治　学　講　義　Ⅱ	4	教　授／博士(法学) 廣　澤　孝　之
労　働　法	労　働　法　講　義　Ⅱ	4	(　未　定　)	政　治　学　講　義　Ⅲ	4	准教授／博士(法学) 東　原　正　明
社会保障法	社会保障法講義Ⅰ	4	(　未　定　)	政　治　学　講　義　Ⅳ	4	教　授／博士(法学) 菅　原　和　行
国　際　私　法	国　際　私　法　講　義　Ⅰ	4	(　未　定　)	政治　学　史　講　義　Ⅰ	4	(　未　定　)
				政治　学　史　講　義　Ⅱ	4	(　未　定　)
				法　理　学　講　義	4	(　未　定　)
				法　社　会　学　講　義	4	教　授 武　士　俣　敦
				法　制　史　講　義	4	教　授／博士(法学) 野　田　龍　一
				税　法　講　義　Ⅰ	4	(　未　定　)
				税　法　講　義　Ⅱ	4	准教授／博士(法学) 芳　賀　真　一
				経　済　法　講　義　Ⅰ	4	教　授 屋　宮　憲　夫
				経　済　法　講　義　Ⅱ	4	教　授 大　橋　敏　道
				比　較　法　講　義	4	(　未　定　)
				憲　法　講　義　Ⅰ	4	(　未　定　)
				憲　法　講　義　Ⅱ	4	教　授 武　居　一　正
				憲　法　講　義　Ⅲ	4	准教授／博士(法学) 桧　垣　伸　次
				憲　法　講　義　Ⅳ	4	教　授／博士(法学) 實　原　隆　志
				行　政　法　講　義　Ⅰ	4	准教授／博士(法学) 田　中　孝　和
				行　政　法　講　義　Ⅱ	4	(　未　定　)
				行　政　法　講　義　Ⅲ	4	教　授 折　登　美　紀
				国　際　法　講　義　Ⅰ	4	非常勤講師 長谷川　正　国
				国　際　法　講　義　Ⅱ	4	教　授 山　下　恭　弘
				国　際　法　講　義　Ⅲ	4	講師　博士(国際経済法学) 萩　原　一　樹
				法　専　門　職　論　講　義	2	教　授 武　士　俣　敦
			英　米　法　講　義		2	教　授 蓑　輪　靖　博
						非常勤講師 長谷川　正　国
			ド　イ　ツ　法　講　義	2	教　授／博士(法学) 久　保　寛　展	
			フ　ラ　ン　ス　法　講　義	2	(　未　定　)	
			特　設　講　義　Ⅰ～Ⅷ	各　2	(　未　定　)	

*特修科目の特設講義Ⅰ～Ⅷの内容は以下の科目を予定している。

環境法・公害法・貿易取引法・銀行取引法・不動産登記法・倒産法・裁判法・リース法・消費者保護法 その他

履修方法

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 2 主要科目のうちから研究及びその講義科目1科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目担当者を指導教員とし、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けなければならない。
- 4 第1項の30単位以上は、原則として、次の区分によって修得しなければならない。
専修科目のうちから講義科目4単位と研究科目8単位、専修科目以外の主要科目（講義）と特修科目（講義）のうちから選択科目として18単位以上を修得しなければならない。
- 5 授業科目の登録にあたり、指導教員の助言のもと、研究課題に沿った科目を選択するように努め、かつ、指導教員の承認を受けるものとする。
- 6 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、他の研究科の博士課程前期の授業科目を履修し、8単位を限度として選択科目の単位として修得単位に算入することができる。
- 7 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

博士課程後期

募集専修科目と担当者、研究指導科目と研究内容及び履修方法

公法専攻

研究指導科目、及び担当者

研究指導科目	担当者	研究内容
憲 法 特 別 研 究	教授 武居一正	学生と相談の上で博士論文作成の指導を行なう。
	教授 博士(法学) 實原 隆志	憲法学、特にドイツの議論と比較した人権論を主要な研究テーマとしている。人権論の中ではプライバシー権、ないしは個人情報保護を中心とする「情報自己決定権」の研究を中心に行っている。情報自己決定権は「情報法」の一分野でもあり、それも研究対象としている。特に国家・行政権力による個人情報の扱いに対する情報自己決定権の保護と、その制限・制限の正当化に関する理論・実務に関心をもっている。
行 政 法 特 別 研 究	教授 折登 美紀	受講生は、行政法に関する研究テーマを設定し、報告を行う。研究テーマ設定の際には、担当者(教員)が、受講生の関心事項を聞き、行政法的観点から研究テーマとして取り組むに値するか否か検討指導する。なお、研究をすすめるにあたり、ドイツ語文献を参照することもあるため、ドイツ語を読み、意欲をもって研究しようという受講生の履修を歓迎する。
国際法 特別研究	教授 山下 恭弘	受講生が自由に掲げる研究テーマ・計画を尊重し、受講生の報告を中心に据えた授業を行う。この報告に対しては、絶えず疑問が投げ掛けられる。時としてあり得る報告内容の全面否定にも耐えながら、研究者としての能力を鍛え抜かれることになる。とくに国際法に係わる研究者は、複数の外国語を習得していることが望ましい。そのための授業も、必要に応じて行う。こうした授業の洗礼を受けながら、博士論文の完成を目指すことになる。
法社会学 特別研究	教授 武士 俣 敦	本研究では、法を社会現象として取扱い、経験科学の方法により、実証的知見をふまえた法の理論化をおこなう学としての法社会学の視角から、現代日本における司法の諸問題を研究対象とする。司法制度改革審議会意見書以後の急速な制度改革の展開の中で民事司法、刑事司法、法曹制度の諸領域でさまざまな法社会学的論点が現出している。受講者が設定した研究テーマに関して論文作成の指導を行う。
法 制 史 特 別 研 究	教授 博士(法学) 野田 龍一	博士課程後期は、皆さんが研究成果を世に問う、「論文」作成の日々です。皆さんが作成なさった修士論文のテーマを、ヨーロッパ法史のなかでさらに発展させます。ローマ法以来の歴史をたどる歴史的手法、それに、日本法のモデルとなってきたドイツ・フランス・イタリアの学説・立法・裁判例を比較する比較法的手法でもって、重厚な「論文」の完成をめざします。福岡大学所蔵「ヨーロッパ法コレクション」が皆さんを待っています。
政 治 学 特 別 研 究	教授 博士(法学) 柳田 久代	学生の研究テーマに基づき、政治学分野の博士論文作成指導を行う授業です。授業では、研究テーマに関わる文献の精読を通して、研究関心分野だけでなく、広く政治学研究の知識を強化し、論文の完成を目指します。
	教授 博士(法学) 廣澤 孝之	学生の研究計画に従って、各自の論文作成に関わる指導を行う。広義の政治学の分野にわたる論文の精読を行って、基礎的研究能力を身につけ、質の高い研究成果を生みだせるよう工夫したい。

他の科目

研究指導科目	担当者
税 法 特 別 研 究	未 定
経 済 法 特 別 研 究	未 定
法 理 学 特 別 研 究	未 定
行 政 学 特 別 研 究	未 定
政 治 学 史 特 別 研 究	未 定
外 国 法 特 別 研 究	未 定

※担当者が未定の科目については、令和2年度は学生を募集しない。

特修科目							
授業科目		単位数	担当者	授業科目		単位数	担当者
憲法特別講義 I A	2			法理学特別講義 A	2		
憲法特別講義 I B	2			法理学特別講義 B	2		
憲法特別演習 I A	2		教授 武居一正	法理学特別演習 A	2		(未定)
憲法特別演習 I B	2			法理学特別演習 B	2		
憲法特別講義 II A	2			法社会学特別講義 A	2		
憲法特別講義 II B	2		教授 博士(法学) 實原隆志	法社会学特別講義 B	2		
憲法特別演習 II A	2			法社会学特別演習 A	2		
憲法特別演習 II B	2			法社会学特別演習 B	2		
行政法特別講義 I A	2			法制史特別講義 A	2		
行政法特別講義 I B	2			法制史特別講義 B	2		
行政法特別演習 I A	2		(未定)	法制史特別演習 A	2		
行政法特別演習 I B	2			法制史特別演習 B	2		
行政法特別講義 II A	2			行政学特別講義 A	2		
行政法特別講義 II B	2		教授 折登美紀	行政学特別講義 B	2		(未定)
行政法特別演習 II A	2			行政学特別演習 A	2		
行政法特別演習 II B	2			行政学特別演習 B	2		
行政法特別講義 III A	2			政治学特別講義 I A	2		
行政法特別講義 III B	2			政治学特別講義 I B	2		
行政法特別演習 III A	2		(未定)	政治学特別演習 I A	2		
行政法特別演習 III B	2			政治学特別演習 I B	2		
税法特別講義 A	2			政治学特別講義 II A	2		
税法特別講義 B	2			政治学特別講義 II B	2		
税法特別演習 A	2		(未定)	政治学特別演習 II A	2		
税法特別演習 B	2			政治学特別演習 II B	2		
国際法特別講義 I A	2			政治学史特別講義 A	2		
国際法特別講義 I B	2			政治学史特別講義 B	2		
国際法特別演習 I A	2		教授 山下恭弘	政治学史特別演習 A	2		(未定)
国際法特別演習 I B	2			政治学史特別演習 B	2		
国際法特別講義 II A	2			外国法特別講義 A	2		
国際法特別講義 II B	2			外国法特別講義 B	2		
国際法特別演習 II A	2		(未定)	外国法特別演習 A	2		(未定)
国際法特別演習 II B	2			外国法特別演習 B	2		
経済法特別講義 A	2						
経済法特別講義 B	2						
経済法特別演習 A	2		(未定)				
経済法特別演習 B	2						

履修方法

- 1 学生の標準修業年限は3年とし、次に定める方法により、履修しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 研究指導科目のなかから1科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目として選定した研究指導科目の担当者を当該学生の指導教員とし、学位論文の作成、履修方法、その他研究一般について、その指導に従うものとする。
- 4 学生は、研究指導科目のほか、特修科目のうちから、合計8単位を修得しなければならない。
- 5 前項の8単位は、原則として、次の区分によって修得しなければならない。
 - (1) 指導教員の担当する特修科目のうちから必修科目として4単位を修得する。
 - (2) 指導教員の担当する特修科目又は他の教員の担当する特修科目のうちから、指導教員の指導のもとに選択し、選択科目として4単位以上を修得する。
 - (3) 指導教員が必要と認めたときは、前号の選択科目を、法学研究科博士課程後期の他の専攻で開講されている特修科目のうちから選択することができる。
- 6 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、前項第2号の規定にかかわらず、通常委員会の議を経て、他の研究科博士課程後期の授業科目を履修し、4単位を限度として選択科目の修得単位に算入することができる。
- 7 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

民 刑 事 法 専 攻

研究指導科目、及び担当者

研究指導科目	担当者	研究内容
民 法 特 別 研 究	教授 蓑 輪 靖 博	学生の研究計画にしたがい、博士論文作成にむけた指導を行う。まずは研究計画作成にあたって、テーマに応じた戦略的な計画の作成に向けた指導を行う。その上で、原則3年先の完成を目標に、各年の研究計画を作成し、毎回の研究報告に対する指導を実施する。紛争実態を踏まえた事例研究から、歴史的、比較法的研究など学生の要望に合わせて、柔軟に指導を行う。
	教授 博士(法学) 畠 中 久 彌	民法に関する博士論文を執筆するための支援を行う。民法の財産法分野において近時問題となっている(あるいは問題となりうるであろう)現象を取り上げ、理論的に掘り下げていく。 必要に応じて英米法に関する研究を行ない、日本法との比較により得られた知見を博士論文の執筆に活かす。
商 法 特 別 研 究	教授 法博 砂 田 太 士	博士課程後期課程のこの科目的目的は、博士論文を書き上げることができ、少なくともその一步手前までのきちんとした道筋をつけることである。論文のテーマにより、道のりは異なり、また研究方法も異なる。これらのことと、履修学生と相談の上、少しづつ前進することができるよう研究指導を行う。
	教授 博士(法学) 畠 田 公 明	会社法およびコーポレート・ガバナンスの分野について、受講生の研究課題にそった研究指導を行う。
刑 事 法 特 別 研 究	教授 博士(法学) 久 保 寛 展	受講生の関心の程度によって、研究対象とするテーマはさまざまであると思うが、会社法や金融商品取引法の分野から各自の関心とするテーマについて論文の作成に向けた研究指導を行うことにする。
	教授 小野寺 一浩	刑法に関する受講生の研究テーマにしたがって、基本的な文献・判例を批判的に検討し、論文作成に向けた指導を行う。
国 際 私 法 特 別 研 究	教授 博士(法学) 北 坂 尚 洋	国際私法に関する事項を研究テーマとする論文を書き上げようとする学生に、研究課題にそって、研究指導を行う。
民 事 訴 訟 法 特 別 研 究	教授 安 井 英 俊	民事訴訟法を専攻科目として論文を執筆する学生を対象として、学生の研究テーマに応じた論文指導を行う。毎回、受講者には論文の途中経過の報告を行ってもらい、進行状況をチェックする。

その他の科目

研究指導科目	担当者
労 働 法 特 別 研 究	未 定
社 会 保 障 法 特 別 研 究	未 定
知 的 財 产 法 特 別 研 究	未 定

※担当者が未定の科目については、令和2年度は学生を募集しない。

個人情報の取扱いについて

本学では「個人情報の保護に関する法律」に基づき、「学校法人福岡大学個人情報保護規程」を定め個人情報の保護に努めています。「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく、「個人番号」および「特定個人情報」に関しても同様です。本学学生の個人情報に関する基本的な姿勢と取扱いについてご説明いたします。

1. 法令の遵守と学内規程の整備

本学は、「個人情報の保護に関する法律」その他法令の規定を遵守すると共に、個人情報の取得、保管、利用など取扱いに関する必要な事項を定め、個人情報の適切な保護に努めます。

2. 個人情報の取得

本学は、本学の学生から個人情報を取得する際には、あらかじめ利用目的を特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内において、公正な手段により取得します。また、思想、信条及び宗教に関する個人情報は取得しません。

〈主な利用目的〉

- 学生募集、入学試験に関する業務
- 履修・成績管理に関する業務
- 入学、卒業、退学、休学等の学籍管理に関する業務
- 課外活動、健康管理に関する業務
- 奨学金に関する業務
- 授業料その他納付金等の収納・督促に関する業務
- 就職・進路支援に関する業務
- 教育改善のための教学情報の活用に関する業務
- 個人番号関係業務
- 一般社団法人福岡大学同窓会有信会の運営に関する業務
- 福岡大学父母後援会の運営に関する業務
- その他学生生活、修学指導に関する業務

※詳しくは、大学ホームページに掲載している「学校法人福岡大学個人情報保護規程別表」等をご覧ください。

3. 個人情報の利用

本学が保有する個人情報は、法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ないで、定められた利用目的以外の利用や、第三者への提供は行いません。

4. 個人情報の管理

本学は、個人情報の管理体制を整備し、個人データについては利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容に保ち、漏えい、滅失又は毀損の防止など安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

なお、個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、委託先が個人情報の安全管理のために適切な措置を講じるよう監督し、その内容を委託契約に明記します。

5. 個人情報の開示等

本学は、本人からの当該保有個人データの開示、訂正（追加、削除含む）、利用停止の請求を受け付けます。

6. 個人情報に関する問合せ先

本学の個人情報に関する苦情やご質問は、個人情報の内容によって受付窓口が異なります。大学公式ホームページの個人情報関連のページをご覧いただぐか、下記あてにお問い合わせください。

【問合せ先】 福岡大学 総務課

福岡大学大学院 長期履修制度について

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により、本来の標準修業年限（修士課程・博士課程前期＝2年、博士課程後期＝3年、博士課程＝4年）では履修が困難と認められる者について、長期履修学生として標準修業年限を超えて履修を可能とする制度です。

長期履修学生として申請するにあたっては、長期履修期間中の履修や研究方法等について、あらかじめ当該研究科・専攻（在学生は指導教員）に相談してください。

1. 対象者

長期履修学生として申請することができる者は、次のいずれかに該当する者とします。なお、外国人留学生（在留資格「留学」を有する者）は申請できません。

（1）新たに本学大学院に入学（進学を含む）する者のうち、次のいずれかに該当するため、標準修業年限での履修が困難な者

- ①職業を有し、就業している者
- ②家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者
- ③その他、研究科長が相当の事情があると認めた者

（2）本研究科に在学する者のうち、次のいずれかに該当するため、標準修業年限での履修が困難な者

（在学中に、新たに標準修業年限での履修が困難となる事由が生じた場合。なお、標準修業年限における修了予定年次（最終学年）に在学している者は申請できません。）

- ①職業を有し、就業している者
- ②家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者
- ③その他、研究科長が相当の事情があると認めた者

2. 長期履修期間

長期履修学生の履修期間および在学中に長期履修を開始することができる学年は次の通りです。

課程	標準修業年限	長期履修期間	最長在学年限	在学生長期開始可能学年
修士課程・博士課程前期	入学時から2年	入学時から 3年または4年	4年	2年
博士課程後期	入学時から3年	入学時から 4年または5年または6年	6年	2年、3年
博士課程	入学時から4年	入学時から 5年または6年	8年	2年、3年、4年

※長期履修期間は入学時を開始基準とします。

※長期履修期間は1年間単位とします。

※長期履修学生の最長在学年限は、標準修業年限での履修生と同じです。

※休学期間は履修期間に含めません。

※長期履修学生の早期修了（標準修業年限より短い期間での修了）はできません。

3. 申請手続

(1) 申請期間

①入学時から長期履修学生となることを希望する場合

……入学試験出願時

②在学生が新たに長期履修学生となることを希望する場合

……開始を希望する前年度の学年末（1月中）

（標準修業年限における最終学年在学者は申請できません。）

(2) 申請書類

①長期履修学生申請書及び理由書（様式1）

②研究計画書（博士課程後期および博士課程のみ）（様式2）

③その他、当該研究科が必要と認める書類

※申請理由に応じて、長期履修を必要とすることを証明する書類等を提出していただく場合があります。

※申請書類は、福岡大学公式ホームページ内の「大学院個別サイト」
(<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/index.html>) の「入学試験」⇒
「長期履修制度」からダウンロードしてください。

4. 授業料等納入金

(1) 入学時から長期履修学生となる場合

- ・基本的に標準修業年限の授業料等の総額を、長期履修期間の修業年数で按分した額が年額となります。
- ・2年目以降の授業料等納入金のうち、「委託徴収金」の金額には多少の変動が生じることあります。

(2) 在学生が新たに長期履修学生となる場合

- ・基本的に標準修業年限の授業料等の総額から既に納入した標準の授業料等の総額を減じた額を、長期履修期間の残りの修業年数で按分した額が年額となります。
- ・2年目以降の授業料等納入金のうち、「委託徴収金」の金額には多少の変動が生じることあります。

5. 結果の通知

(1) 入学時から長期履修学生となることを希望する場合

- ・長期履修を希望する事由や研究計画等に基づき審査の上、入学試験合格発表時に合格通知とともに送付します。

(2) 在学生が新たに長期履修学生となることを希望する場合

- ・長期履修を希望する事由や研究計画等に基づき審査の上、3月末までに通知します。

6. 長期履修期間の変更（延長・短縮・取消）

長期履修学生として許可された者が、長期履修の期間の延長、短縮あるいは取消を必要とする事由が生じた場合は、指導教員の承認を得た上で、長期履修期間の変更を1回に限り願い出ることができます。

(1) 変更の願出期間

- ・変更を希望する前年度の学年末（1月中）

(2) 変更願出書類

- ①長期履修学生変更願書及び理由書

- ・延長（様式3）
- ・短縮（様式4）
- ・取消（様式5）

- ②その他、当該研究科が必要と認める書類

※申請理由に応じて、長期履修を必要とすることを証明する書類等を提出していただく場合があります。

(3) 変更可能な長期履修期間と学年

変更	課程	長期履修期間 (変更前→変更後)	変更手続き可能学年
延長	修士課程・博士課程前期	入学時から3年→4年	1年又は2年
		入学時から4年→5年	1年、2年又は3年
		入学時から4年→6年	1年、2年又は3年
		入学時から5年→6年	1年、2年、3年又は4年
	博士課程	入学時から5年→6年	1年、2年、3年又は4年
短縮	修士課程・博士課程後期	入学時から4年→3年	1年又は2年
		入学時から5年→4年	1年、2年又は3年
		入学時から6年→5年	1年、2年、3年又は4年
		入学時から6年→4年	1年、2年又は3年
	博士課程	入学時から6年→5年	1年、2年、3年又は4年
取消	修士課程・博士課程前期	入学時から3年→2年（標準）	1年
		入学時から4年→2年（標準）	
	博士課程後期	入学時から4年→3年（標準）	
		入学時から5年→3年（標準）	1年又は2年
		入学時から6年→3年（標準）	
	博士課程	入学時から5年→4年（標準）	
		入学時から6年→4年（標準）	1年、2年又は3年

※延長は、変更前の長期履修期間における最終学年（在学者は願い出できません）

※短縮は、短縮後に1年以上の修業期間がない場合は願い出できません。

※取消は、標準修業年限における最終学年（修士課程・博士課程前期=2年、博士課程後期=3年、博士課程=4年）在学者は申請できません。

※変更は1回に限り願い出ることができます。

※取消を行った場合、あらためて長期履修学生に申請することはできません。

(4) 授業料等納入金

- ※授業料等納入金（以下、「授業料等」）とは、「授業料」及び「教育充実費」を指します。
- ※在学中、毎年度納入が必要な学生健康保険互助組合費等の「委託徴収金」は授業料等には含まれません。

①延長

- ・基本的に標準修業年限の授業料等の総額から既に納入した変更（延長）前の授業料等の総額を減じた額を、長期履修期間の残りの修業年数で按分した額が年額となります。

②短縮

- ・基本的に標準修業年限の授業料等の総額から既に納入した変更（短縮）前の授業料等の総額を減じた額を、長期履修期間の残りの修業年数で按分した額が年額となります。

③取消

- ・基本的に取消後は標準修業年限の授業料等年額になります。
- ・ただし、そこまでに納付すべき標準修業年限の授業料等の総額から既に納付した授業料等の総額を控除した額を、取消後の最初の年度に授業料に上乗せして徴収します。

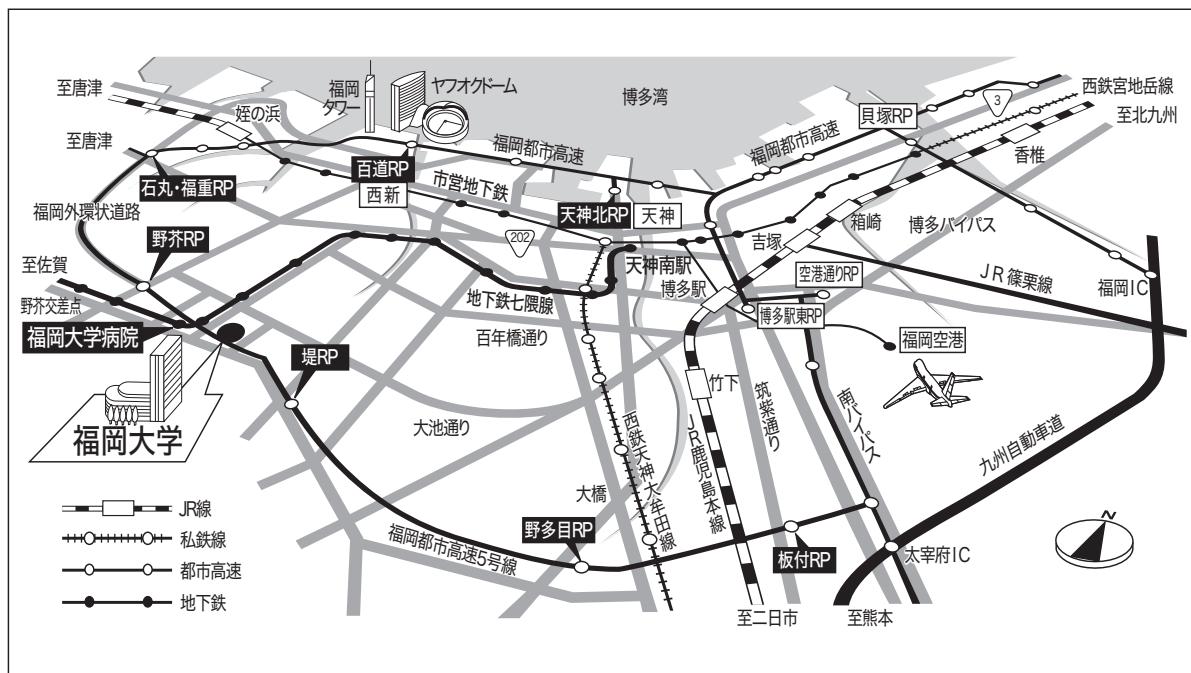
(5) 結果の通知

- ・変更を必要とする事由や研究計画等に基づき審査の上、3月末までに通知します。

7. 長期履修制度利用にあたっての注意

- ・独立行政法人学生支援機構の奨学金貸与において、長期履修に応じた貸与は入学時に申請した場合にのみ適用されます。在学中の申請あるいは長期履修期間の変更等を行う場合は対象外となることがあります。

■福岡大学までの交通機関



地下鉄のご案内

福岡空港から [空港線]

博多駅まで 5分
天神まで 11分

天神南から [七隈線]

福大前まで 16分

病院から

福大前まで 13分
※天神～天神南乗りかえ所要時間約7分～8分(550m)

高速道路をご利用の場合

[唐津方面からの場合]

西九州自動車道(前原道路)を終点で降り、福岡外環状道路を利用する。

※時間帯により、交通混雑が予想されますので、所要時間は目安してください。



バスのご案内

博多駅から 35分～45分 ※行先番号⑫⑭⑯㊁番をご利用ください。

天神から 25分～30分 ※行先番号⑫⑭⑮㊁番をご利用ください。



車・タクシーのご案内

博多駅から 45分

天神から 30分

福岡空港から 30～45分

西新から 約15分

・地下鉄に関する情報…福岡市交通局

・バスに関する情報…西鉄バス

福岡大学 大学院

福岡市城南区七隈八丁目19番1号
(郵便番号 814-0180)

電話 福岡 (092) 871-6631
大学院事務課 内線 2913～2915